

研究通信

No.160
1990年5月25日刊
村落社会研究会
事務局
常磐大学人間科学部
柄澤行雄
310水戸市見和1-430-1
TEL 0292-32-2511

一九九〇年度 第一回研究会

日時 一九九〇年一月十日
場所 中央大学駿河台記念館

出席者 相川良彦、渥美剛、磯辺俊彦、岩本由輝、U・メーラ

ルト、大友由紀子、大森正之、柄澤行雄、河村望、

坂井達郎、酒井俊二、佐渡和子、清水みゆき、関順也、

高橋明善、長谷川昭彦、船木裕、村長利根明、安原茂、

若林敬子、渡辺兵力

歴史に生きる農民像

岩本由輝

一、究極(?)の農民像
農民とはいっていい何なのであろうか。結局それぞれの時代における農業における直接生産者と言ってしまえば身もふたもないのであ

関東・東京地区研究会案内

中部・近畿地区研究会案内

日時 六月十六日(土) 一時から
場所 同志社大学 德照館一階会議室

報告者とテーマ

1 松本通晴「近畿村落の変動」——松本著『農村変動の研究』

(ミネルブア書房)をとおして——「コメンテーター」中田実

2 山本剛郎 「駅前再開発と村落の対応」

△場所のこ案内 △同志社大学へは京都駅、阪急ともに地下鉄を

利用して、「今出川」で下車してください。駅を出たところが同

志社大学です。京都駅から大学まで十五分くらいです。

(連絡先:鳥越皓之)

北海道・東北地区研究会案内

岩本由輝

日時 六月三十日(土)午後一時三十分より
場所 東北大学経済学部中会議室

1 長谷部弘

「村落共同体と家をめぐる」一、三の言説について」

るが、まさにその通りである。ただそれが歴史の中でいろんな形で変容して現在に至っている。今回は、究極の農民像というような所から入ってみたい。

ところで、今私は大潟村にとりついており、昨年の秋の村研大会での報告後、やりにくかったが、そういう中でどうやら裁判の訴訟資料などの生のものをいろいろ見せてもらえるくらいの人達が何人かでてきて、あの時よりもさらにもうすこし、村の中というか、個別経営の中に入ってきたという状況にある。大潟村の場合、夫戸の農民がようするに全員專業農家であって、ともかく減反政策を守って税務署にきちんと申告をし、税引き後の可処分所得がどれだけ上がるかを上げるというような農家がづらりと並んでいる。そして、この專業農家を見ていった時に、これは前々からよく言われることだが、親子が併立、両立できない農家経営となってきた。親子という言葉を柳田国男流に、生物的な意味での親子ではなくて、労働を監督する立場にあるものが親であり、監督される立場にあるものが子だというような視点に立ってみても、百馬力と三十馬力のトラクターを一軒の家に一台そろえてやるという経営の中で、親父がハンドルを握れば息子がいらないし、息子がハンドルを握れば親父はいらないという形で、農業経営が進められている。だから、ここは家族というのは、ある意味では非常に変な家族ということになる。それから奥さんもほとんど専業主婦みたいな形になってしまっており、田んばに行ってもやる仕事がないというのが事情となっている。要するに武田信玄の家みたいで、息子を追い出され、息子に追い出されるか、そのどちらかの関係でこのごろの農家経営ができあがっている。では、そうなつてくると家の問題というのはないのか、家族はな

いかということになる。大潟村は始まって「十年ばかり経っている。だから、入った時に四十歳の人はそろそろ六十歳になってしまっている。そこでかなり具体的な相続問題のようなものが起きてきている。これはむしろこれから非常にシアニアする時期になってしまっている。そこでかなり具体的な相続問題のようなものが起きてきている。これはむしろこれから非常にシアニアで出てくるのではないかと思う。たとえば土地の資産的な価値が非常に高い。大体反当たり100万円、15haだと三億円の資産価値をもつ。それは当然息子に継がせたいし、息子もまたそれを継つぐという形で、いわば後継者問題というものは起きないし、娘しかいないう家にも、婿にきたいっていうのが、娘一人に50人ぐらいあるんじゃないかというふうなことで、ちょっと一般の農村とはひじょうに違っている。にもかかわらず親子が両立できない家で、なおかつ資産としての土地相続の問題と、金銭勘定において、かなり明らかな形で出始めているし、これからますますその方向が進んでゆくと考えられる。一軒の家の例だが、現在は闇米騒動でつぶれてしまつた農民組合の委員長をやつた人が、最近リタイアをして村から離れ、息子についた。これは息子というよりも娘さんのだんなさんだから、婿養子ということになるが、そのお嬢さんは闇米派に行つてしまつたから、農民組合長だった当の本人はどうも村の中では具合が悪く、「俺はいたくないや」という形で村を離れた。ただ彼の場合、非常に面白い形といえる。というのは、彼は三十七、八歳で大潟村に入植した。一般に大潟村に入植する農民は土地財産を故郷に残さないで全部処分して入ることが条件であった。ところが彼の場合は、たまたま彼のお父さんがまだ健在で、土地財産がすべてお父さんの名儀であったから、彼にしてみれば処分して入る必要はなかった。今度は自分はそのお父さんの方の財産を相続して岩

手県の江刺市に戻り、今は市議員になっている。それを見た他の入植農家の人们も、「あれが俺たちにとって理想的な家族じゃないか」と考へるようになってきた。つまり働く時には自分の農地で働いているが、一定段階になったら息子に土地をひき渡して、自分達は故郷ではなくてどこかに少々の、まあ家庭菜園的な土地で暮せれば一番いい。今の資産構成だとそうしたことも現実に可能になってきている。こんなふうなものが大潟村ではほの見えて来ている。したがって、もし大潟村のように大規模経営を目指しながら農業經營をやつていこうとする時に、たまたま起つてきるかも知れないが農民組合の組合長が理想的な形だと言われてくると、そんな家族を追及する方向というふうなものがでできそうな気がする。ただ、もちろん大規模経営で規模のメリットが發揮できるつていっても、結構は大潟村のように自分の所有でなければ採算がとれないといふことが、昨年の大会での大森会員の報告事例からも明らかなんだ。規模が大きくても、やはり自分の所有と規模のメリットというものが一致する必要があると思われる。どこでも一般化することはできないが、もし、日本の大規模経営というものを考えていくこうすると、大潟村のようなそんな家族ができる。

今度は、そのもう一方において、たとえば私の近辺では仙台で一時間ぐらいで通勤できる可能圏内だが、その辺の農家は、1ha前後の土地をまあ一応自分のものとして持つていて、職業を農業とは書かないし、収入からいっても所得の三分の二以上が農外所得になっている。そういう農家では飯米確保を前提にして農業が続けられる。そして、このクラスというのは非常に面白くて、食管法に関する関心は非常に薄く、食管法がはずれようがはずれまいが自分達

にとつては米の値段はどうでもいいんだ、ともかく自分の食い扶持だけは自分で作って、あとは安定した雇用先さえ確保できればやつてゆける、というふうに考えている部分がある。私の近所でもみんな大体そのような雰囲気になってきてる。あるいは、大川会員が山形でやつた真室川町なんかにおいても、あそこはI-C関係の工場が誘致されてきているなかで、最近ではむしろそうした方向を志向しているものがでてきてるよう見うけられる。

大潟村は一つの非常に特異なタイプかもしれないが、ある家族といふものの行き着く方向みたいなものに考えられるし、もう一方において飯米確保の兼業農民といふか、職業を農業と書かない二種兼業農家が今後案外根強く残つていきそうな感じはする。そういう中で大規模借地農業、これには委託經營を含むというようなことももうひとつ考えられるわけだが、現代のように高い地価水準のもとで、地代を払ってしまうと規模のメリットといふものは發揮できず、なかなか大規模借地農業は成り立たがたいという感じがする。

もつといろんな可能性が考えられるかもしれないが、以上のことから、私としては一応大潟村の専業農民、飯米確保の兼業農民、大規模借地農業の可能性という三つのタイプを究極の農民像にみて、しかも彼らはいすれもみずから手で農業を行うという直接生産者的な性格を持つという点で、今後その比率がどのくらいになるかは別にしても、存続し続けるのではないか、と考えている。

二、繩文から弥生へ

すこし歴史を遡つて古いところから現在に至るまでの農民像の流れを考えていきたい。そうした時によく日本の場合には、弥生の段

階に稻作が入ってきて農業が始まったという考え方がある。縄文から弥生へ、教科書なんかでもそういうふうな書き方はしている。それは、狩獵民から農耕民への転換、あるいはまた人種の入れ替えみたいなことを考へる人もいるわけだが、そうした場合、私は狩獵民から農民へという考え方というのは、かなり象徴的な言い方なんであって、むしろ縄文段階にすでに存在していた非稻作的な農業から稻作農業という方向に実際は進んでいったのではないかと考える。だからどちらかというと、狩獵民族的な習俗に対する犯罪行為を決めているものが多いクニツツミから、灌溉水利であるとかあるいは農耕なんかに関する犯罪行為を扱っているアマツツミへの転換といふものも、そのような視点で読んでいけそうな気がする。

ただし、日本人にとって稻作というのは非常に象徴的なものであつて、必ずしも稻作が始まつたからといって翌日の食糧を米で確保するということには、むしろならなかつたのではないか。貴重な米であるから、逆に日本人にとって米というものに対する強迫観念が歴史のあらゆる段階において非常に強く、今でもたとえば米の自由化と言わると条件反射的にそれを厭うような雰囲気があるようだ。そういう中で、なくなつた坪井洋文氏がよく言つているように、「餅なし正月」、「山芋と里芋の民俗」などというようなものが、現実には縄文から弥生へ、あるいはもっと後々まで日本農民がつくつていた主要作物のように考へていいのではないか。その場合、ハタケには二種類あって、「畑」は焼畠であり、「畠」は焼畠ではない常畠というようなもの、と考へられるわけだが、おそらく弥生になつて稻作が始まつても、ほとんどの地域においても両方の畠作がかなりの優位性をもつていたと思われるし、場合によつては近世

ぐらいまで、ズッとそういうふうな状況が続いた可能性がある。

三、律令制と班田農民

そういう中でいわゆる律令制が行なわれ、制度として農民というものが拘束されるようになつてくる。それが班田収授法の下での班田農民といわれるものだが、班田収授法という律令的な土地所有というのは制度としての土地所有の脆弱性をもつてゐる。どうも時間的に見ると、班田収授というものは、せいぜいそれが行なわれるようになつて四十年くらいで、もう言われたよな形では行なわれなくなつてゐた。ちょうど戦後の農地法体制が四十年ぐらいでほぼ崩壊してしまつたというのとある意味で非常によく似てゐる。土地所有というものを制度でおさえようとしても、おさえきれるというふうなものではなさそな気がする。というのは大化改新が六四〇年に行なわれて、改新の詔勅が出た云々と言われるが、最近では改新の詔勅そのものが偽説もあるくらいで、むしろ天智王朝ではなく在三年の壬申の乱以降、天武王朝で律令が始まつたと言われてゐる。しかも最近の古代史で律令をやつてゐる人達の色々な検証によると、どうも班田収授が日本全国に行なわれるということにならないにしても、ある地域で一番最初に行なわれたのは、もつとも早く見ても六四〇なんだという説がどうも強くなつてゐる。それはある意味ではあたりまえなんで、在五年に、大化の改新あるいは律令制があつたところで、いろんな土地の丈量等々をやらなければ、班田収授はできないわけで、時間的にそのくらいかかるのは当然となつてくる。あれは六年に一回収授するということになつてゐるわけで、在五年から六年目は、在六年、そして次は在六年、在七年ということになる。よく教科書なんかでも三回ぐらいやつた時に結

局はうまく土地の交換ができなくなつて一班のびて十二年後に行なわれたということになつてゐる。七三年から十二年後というものは七四年だが、その一年前の七三年に三世一身の法が出されることによつて班田収授のもともとのやり方が骨抜きにされるということになる。どうも農地法に対しても農用地利用増進法が出てきたのと非常に似たような形で、時間的にみても三世一身の法が出てきているし、それからまた二十年経つと、今度は墾田永年私財令というものが出てきている。

その一方において律令農民というものを掘まえていた時に、籍帳という形で戸籍が作られ、もう一方で、租、庸、調を取りたてるために計帳といふものが作られる。しかし、この間に非常にズレがある。私はいくつかの事例しか見ていないが、同じ年次の同じ村の資料で、戸籍上で一緒になつているものが別居^{シキ}として、別籍になつているものが同居している形になつているものがある。これは一体何なんだろうか。律令戸籍はまったくのフィクションであるという説もあるが、私としてはむしろ籍帳として、家父長制的な大家族という郷戸のような百人も百何十人もという形で出しきがつてゐる家族といふものは、むしろ中国の制度を借りてきて、夫婦関係を明確にして籍づくりをやつてゐるに過ぎないのであって、現実の農業經營の単位といふのは、それぞれの家に生まれた人間がその土地を継続的に集団的に耕作しながら、年貢を払うということになつてゐるから、嫁を行つて籍は別になつている筈の者が生産集團としてはむしろ同居しているし、それから今度は嫁にきた形で同籍になつているものが經營集團としては別になつてゐるからそれが同籍別居といふことになるのではないか。こうした場合班田農民と婚姻といふことは、なお存続するということになつてくる。だから後になつて

となると、その謎が解けるような気がする。と言うのは、律令の土地といふのは六歳の時に貰い、それを一生持つていくことになる。嫁に行つたからといってその土地を持つてどこかに行くとか、もちろんのように高知県から東京に来るといった移動はないにしても、婚姻の形で、土地が移動していることは全然出てこない。ということは律令の婚姻の形態といふものが、今のような形の嫁入婚という形をとらず、むしろ男女とも一定の年齢になれば、婚姻関係を持つけれど、その時には男が女のもとに通うという形態をとつていた。だから男も女も結婚可能な年齢といふのは一番その共同体にとってパワフルなものであつて、それが婚姻という形で移つたりするということは、生産組織として考える場合にはかえつて不自然ではないか。だから男も女も星は自分の生れた集団に属して農業をやり、夜の生活だけを共にする。だから子供が生まれれば当然のこと母親に属してその家につながっていくという形になつていて、これが実際の生産組織であり、それは戸籍として掘そられてゐる部分とはズレてきている部分だという感じがする。

では、その班田制下でもうひとつハタケ（両方のハタケがあるわけだが）これはどうなつてゐるのか。班田制的な土地所有、土地公有制と言われているが、実際班田収授の対象になつてゐるものは田だけであつた。ハタケを支配していいないというのが、この律令制の非常に面白い権力の性格を示してゐる。ハタケは、全然支配していない。だから、公地公民にして一應氏族社会的な共同体を壊して、律令体制を作りあげたという建前になつていても、しかしハタケがもう一方存在するといった形で実は氏姓社会の共同体といふようなものは、なお存続するということになつてくる。だから後になつて

律令の戸籍から離れた人間が浮浪という形をとりながら生きてゆける。つまり浮浪ということは遠くに浮浪しているのではなくて戸籍からドロップしている過ぎない。だから成丁のいない家族で女に子供だけボコボコ生まれてくるという戸籍もどうやらみられるらしいということになってくる。夫の方はようするに戸籍からドロップしている。しかしハタケがあるから食つていけるという形になっている。もちろん律令政権もハタケもまったく管理の中に入れてないわけではなく、たとえば調とか庸はハタ作物を原料にするもので織物等を作らせて出させるという形で間接支配はやっている。しかし、直接的に土地を支配する部分は、すくなくとも帳面上は、田んぼしか存在しない。だから、その田んぼの存在するところにおいては、それなりの支配というふうなものが行届いているというように見えて、そうでない所では支配が及んでないということも言える。あるいは税金をとるために在家役みたいな形で搾もうとしているのはどうもそれではないかと考えられる。いずれにしても律令制はかなり崩れてきているが、東北のような水田の普及の遅れている所は在家形式が残るし、逆に港とか京の町の課税の方式は在家という形式をとっている。したがって、租、庸、調という形式とは別な支配形式があったのであるが、そこではおそらく律令政府はそういうことを掴みきれなかつたものと考えられる。

四、莊園制の農民

莊園制は律令体制が崩れて、出てきたというようにしばしば言われている。制度的には確かにそうだが、私としてはむしろ律令制で否定された庄族制社会の共同体というようなものが伏流水よりも

も、もっと当然のような顔をして存在していて、その上に莊園制というといふものが十分に成り立ちうる可能性があつたのではないかと考える。莊園制のもとでの土地は莊園と国衙領というものは要するに、律令国家というか天皇制下の天皇の直轄領ということになるのであろう。ただその時に、耕地に関しては、莊園がもつとも進んだ段階でもどうやら60%しか莊園化されてないわけであつて、あと40%の耕地はずっと国衙領として残るという形になっている。律令体制が弱まり天皇体制が衰弱しているというように言われているが、しかし全国土の40%の耕地以外に山林原野、道路であるとか、あるいは河川、海、湖沼などが存在する。もちろん莊園の中に含まれるのは別だが、それ以外のものはすべて国衙領という扱いになつてくる。今でも道路、山林、河川、湖沼、海などは公有と言われたりするが、近代法の中でそうした扱いを受けたとしても、現実には律令体制の中での所有というようなものが、こうした土地には、ある意味では無私の土地に天皇の力が及んでいるというふうにみなすことができるのではないか。まあ、網野理論といわれると、そういうことになるかもしれないが…。

そうした中で莊園なり国衙領なりが經營されて行くわけだが、すでに租、庸、調という形では公租がとれなくなつて、しかしながらいろいろな名目で公租が存在するということになつてくる。その国衙領なり莊園を通じて存在するものが「名」と呼ばれる単位である。これは、もともとは一定の課税をするための土地の単位とみなすことができるのでないか。そしてその請負人がいわば田堵と呼ばれるものである。田堵はからずしも直接生産者である必要はないくて調の請負人であつてもいい。しかし、実際にはこの田堵の莊園

の領主なりあるいはその国衙に対する契約は一年契約で、翌年のたしか田植えの前までに前の年の公租を支払うと、翌年もまたそこを管理することを認められる。このような一年契約的な土地利用の形態は債権的な土地利用というようと考えられるわけで、日本の小作制やなんかが、なかなか物権化してこない理由はどうもこのあたりにあるのではないかろうか。例のあのアマツツミのところで、耕作前においては土地は全部共同体の土地であり、耕作する者がその年だけ、そこを自分のものとして利用し、収穫が終れば、また村全体の土地にもどって翌年また再配分が行なわれる。それと同じ論理が莊園や国衙領における名と田堵の関係においてみられたと考えられる。つまり所有が上級的な所有と下級的な所有とに分かれて存在する時に、下級的な所有はそうした性格のものとして見なおすことができるのでなかろうか。

そのような田堵がやがて名主に転換するするという時期がくる。そしてこの名主が武士道の基盤になってくるわけであり、今度は彼らは、今までの一年の契約によって徵税請負をやりながら土地を耕すというふうなものではなくなるべく。文字通りそこでの土地についてのある種の所有者に転換していく。その時に彼らは「一所懸命」の論理というふうなものを生みだしていく。これを封建の論理と見ることができるのでないか。以前、村研で報告したことだが、一〇五年に伊勢國東寺領川合大國莊において荒木田延能が伊勢神宮の勢力をバックにして東寺のことを聞かないで年貢を未進にして土地を取りあげられた際、その取りあげられた土地に植えてある苗をひっこ抜いて自分が苗を植えて自分のものにしたという騒動を起こした。これはなんかやはり田堵が名主というものに転換する時の

ひとつつの象徴的な状況のように考えられる。それからまたいろいろな方がいろいろな所で引いていろんな解釈をしていることだが、二〇四年に大和國東大寺領小東莊に山村吉則という人物があり、彼は八町何反かの土地をもっている名主ということになっているが、彼の場合六人だったか七人だったかの子供に土地をほぼ一町歩平均ぐらいに配分して利用させている。そこには養子らしいのが一人ぐらいいるが、それは、養子がいたからその子供達に土地を配分したというのではない、むしろ八町歩の土地を經營するときに必要な人数として養子を取り込んだというように解釈した方がいいのではないか。ともかく一haというのは、それから後ずっと久しく日本の農業經營をやってゆくときの直接生産者のいわば分解基軸をなす基本的な単位といわれている。つまり名主として八町なにがしという土地をもつていたとしても、現実にはそれが經營単位としては一町歩前後に配分されるということになってくる。ところで、その八人の中には二人の女子もいるが、女子にもほとんど均等の配分が行なわれている。しかもこの女子は、その土地をもつて嫁入りしたことになっている。嫁入りしてその土地をもつて行って行きっぱなしになるのではなくて、それが死ぬとまた山村家にその土地が戻ってくる。いわゆる一期分という形で、土地が移動する。嫁に行くときに財産持ちでゆくというような形、しかしその財産というものは、嫁入り先の方に行きっぱなしになるのではなく、それが死んでしまえば、また元の家に戻ってくる。そうしたところが、家庭制といいうようないわれる所以ではなかろうか、とも考えられる。

このようなかつて、名主あるいは武士というものを見ていった時に、武士が律令的には在地の農業経営者、文字通り在地領主制といいうこ

となる。江戸時代の武士のように、農村から切り離されて都市住民になっている武士とは、まるっきり違う。これが、中世段階といふか、純粹封建制という言葉はあまり使わない方がいいかもしれないが、日本の本来的な封建社会における所有形態といふうに考えられる。そういう中から、やがて武士が惣領制の社会というものを作り上げていくことになる。この惣領制というのは、結局、嫡子一長男である必要はないわけだが、その家を継いだ人間一人が所領なら所領の圧倒的な部分を持つことによって、それ以外の子供達は、庶子として惣領に従う形になってくる。だから嫡子と庶子の関係を見ることで、その嫡子は庶子に対して兄弟である以前にまず主人と家来の関係にならなければいけないのであり、それを権力の頂点に反映させて見れば、義経は絶体に頼朝の家来以上の存在としては体制の中では生きてゆくことはできないということになってくる。その例として三十五年に和泉国春日神社の荘園和田荘に和田氏がいた。これは、十七町九反の土地を持つ名主であって、その内嫡子には難免、武射免などの六町八反二百七十歩、名田畠五町五反三十歩が譲られている。嫡子には土地の大体七割近い部分がゆき、庶子は十三人で残りの三割を分けるということになっている。しかも嫡子は、そうに譲られ、あと十三人の庶子には、名田畠が五町五反ずつ配分されている。嫡子には土地の大体七割近い部分がゆき、庶子は十三人で残りの三割を分けるということになっている。しかも嫡子は、そうした田畠における所有の優位性だけでなく、灌漑に関する池十五ヶ所であるとか、また池の分水権を持つとか、山林九ヶ所も全部与えられている。したがって、山から肥料をとってくるのも水を引いてくるのも、庶子はいずれも嫡子からの庇護がなければやっていけないということになる。しかも、その庶子十三人のうち十人が女子

で、八反台が一人、六反が一人、五反が四人、どうも嫁に出すときは八反くらい持たせてやっている。これも一期分であって、一代経てばまた戻ってくるというふうな形になる。女子には、どうもそれなりの財産をつけてやるということになるわけだが、三人の男子はすべて一反歩しか土地を配分されていない。とてもじゃないけど食つていけない。つまり惣領制社会においては、嫡子と庶子の関係といふのは、庶子は自動車のスペアタイヤのようなもので、嫡子のタイヤが動いているうちはどっかにくくりつけられているんであって、嫡子に事故がなければ、一生一反歩の捨て口みたいなものとして扱われている。これが惣領制社会であり、鎌倉とか室町といわれる時期の在地領主の基盤は、そんな形のものではなかつたと考えられる。

しかし、そういうふうな惣領制もどうも鎌倉から室町に移っていくなかで次第に壊れてゆくことになる。壊れていくとき、どのような壞れ方をするかというと、名の単位というものが次第に細分化してゆくという形となる。だから、一期などという形で、財産は絶体分散せずに元に戻ってくるような形をとり、あるいはまた、嫡子に集中的に相続させて庶子の分は少しにしても、それでもやっぱりうなものとアナロジカルに考えることができるのではないかと思う。時代が下るにしたがって、名主の分化というものがおこつてくる。これは、ヨーロッパ封建制におけるところのフーへの分裂というふうな者とに次第に分かれてくるようになり、実際に土地を耕す人間が名主より下の作人であるとか、あるいは下作人といわれるようなクラスに移ってくる時に、今度は、土一揆というようにならのが起つ

てくることになる。土一揆というのは、要するに莊園領主に農民達が年貢を払わない場合、そこに噦々使、呵責使などと言われるが来て叱りつけて年貢をとりたてる。それでも払わないような場合、点札を下したり、神木を立てて差し押えることになる。面白いことに、年貢を払わないで頑張っている者が、たとえば春日神社の神木を立てられると、土地が差し押さえられるというふうに思つてしまつ。だから手も足も出なくなる。そうすると、なにがしかの手数料を払い、年貢も払つてそれを取りはらつてもらうと、またその土地が自分のものになる。この辺の意識は、どうもやっぱり我々の所有意識とは、かなり違うところがあるのではないかと思う。しかし、我々だって、たとえば裁判で差し押さえられて赤い紙を貼られた人達が、赤い紙をはがすと民事訴訟法の第何条かで処罪されるが、あれをはがせないという気持ちは、もしかすると民事訴訟法第何条かではなく、やはり神木を下されたのと同じような意識があつて、あれをとれないのではないかという気がする。そして、神木をおろしてもなおかつ言うことを聞かないと、今度は発向するという形で、軍隊をさし向ける。軍隊をさし向けると、それに対する一揆で戦つか、あるいは逃散して山の中に逃げ込んで、耕作放棄をやつてしまふか、どちらかの対抗がある。この逃散というのは非常に面白くて、田植えの時期とか稻刈りの時期、とくに田植えの時期というのは時間的にある時間があるわけで、そうすると農民の方は逃散してしまふと自分達もやっぱり食えなくなつてゆくし、どこかのところで戻つて植えたいということになる。領主の側も、逃散されて植えられなければ、やっぱり収穫がとれないわけだから、その辺のぎりぎりの所で妥結して、出てきて田植えをするということになる。しかし、今

度は逃散した農民を受け入れる所がどこかにあると、そっちの方に行つちやつて領主に対し武力斗争をやらなくとも農民が勝つたなどということがいろいろある。そんなことが土一揆の中を見られるようになる。もちろん土一揆の時期は兵農分離以前ということになるわけで、一揆するといつても鎌、鎌、竹槍かもしけないが、刀の二、三本もつて振り回すやつもその中には含まれているということになる。しかし、それが時代が下つて徳川時代に入つてみると、その前の段階に兵農分離、商農分離というようなことが行なわれる。柳田国夫が『日本農民史』の中で肥後国の白間荘の事例をあげ、「大名小名綺羅星のことく居並ぶ」云々と言つてゐる。つまり、これは天正年に薩摩の島津氏と大友氏との間を行つたり来たりして、いた大津山河内守が秀吉の九州征伐で滅ぼされてしまう直前の姿を例にとって「大名小名綺羅星のことく居並ぶ」という言い方をしているわけだ。そこでは白間荘の閑にある城に大津山氏は直轄家臣団として侍三十四人を持つほか、若党三十人、リキ三十人余り、カリキ數百人を従えていた。若党というのは大体田一町、畠一町、リキクラスは田五反畠五反、カリキは田二反畠三反を領して自ら耕やしている農業経営者という形で描かれている。それは、柳田国男が「大名小名綺羅星のことく……」というように表現するようなことになるわけだが、そうした在地領主が村にいるというのは、そのころがほぼ最後の時期ということになる。その後に兵農分離が行なわれるようになる。

兵農分離というのは、文字通り兵と農が分離されたということだから、それ以前は兵農が一致していたということを示すことになる。兵農分離は具体的には、刀狩りという形で出てきて、刀狩りは農民

の武装解除であるという側面がおおいに強調されている。しかし、もっと重要なのは、武士を村から切り離して、土地と農民を取り上げてしまったということであり、兵農分離の最も大きい効果ではなかったかと考える。つまり、土地と農民をもたない武士というものは、もはや領主ではない。そういうものが徳川段階になって、城下町に存在するということになると、城下町にそのような形で存在すれば、当然生産者ではないから消費者になってしまふわけで、消費生活というものを賄わせるために、一定の商業が必要になつてくる。そうすると、中世段階に成長していった商業を農分離という形で、農村から切り離して都市に集めるということになる。それが楽市樂座の制度といわれることになる。そういう中で、近世においては、ところの幕藩体制社会というものができあがつてくる。そこで次に、そこにおける農民というものを、少し考えてみたい。

五、近世における農民

土地所有からいけば、律令段階ぐらいまでを共同体的土地所有、莊園制下を莊園制的土地所有、徳川から農地改革までを地主制的な土地所有の段階と言つてよいと考える。その地主制を三つに区分して考えてみたい。その内二つは徳川時代、ひとつは封建制に適合的な地主制といわれるもので、親作子作の関係というようなものがそこにおいて行なわれていた。有賀喜左衛門氏のいうところの「小作料の原義」の世界である。有賀さんのいわれる親作子作という場合の親作というのは、収穫に対し小作料何%という形で小作料の收受が行なわれているのではなく、本家的な家というものがあり、その本家的な家が、持っている土地の手作り経営一手作り経営が親

作一をやるために労働力を確保するために、その労働力となるべき農民に対して、わずかな土地と家敷くらいを与えていた関係、これが親作子作の関係ということになつていて、だから有賀さんの考え方では小作料の原義というものは明らかになつたとしても、それから以降の、日本の封建制から資本制の過渡期の地主制や、あるいは特殊日本的な地主制としての、いわゆる寄生地主制といったものの説明には有効性をもたないと考える。これは、柳田さんの親子関係の言葉に関しても同じようことがいえる。

ところでこの親作子作というふうなものの関係は、別な表現をすれば、無償、無限の社会関係というものが本分家関係の中で見られることになる。本家を中心にして、要するに従属的な農民が同心円的な形——その関係の厚い薄いはあるが——でとりまくような形になっている。そのとりまいている家は、本家に対して労働力を無償で提供する。しかも、その量も本来的には無限である。しかし、それに對して本家の方の側も様々な給付を無償で無限に与えるということがみられる。だから、そこでは家の関係というものが、インテンシブに見られると言うこともできるのではないか。その無償無限の關係というものは、我々が長野県の岡谷市、諏訪の今井村なんかで見てみると、元禄ぐらいまで、あの村に商店のようなものはない。商品というものが、どういう形で入つてくるのかというと、城下町であるとか、あるいは名古屋あたりから商人が今井家という家に来てその商品を売る。今井家はいろんな商品を買う。今井家では、その買った商品を出入りの者達に對して配分してやつて、だから、商品との関係は今井家と商人の関係で切れてしまつて、村の中では、それは贈与の関係ということになる。しかし、ただやつているわけ

ではなくて、ただというのは無償だから貨幣を使わないでやってい るわけだが、しかしそれには労働力や何かの提供があるというのが 前提にあって、そうした給付関係がみられるのである。すこし誇張 した言い方をすると、元禄ぐらいまでの諏訪の今井村では、今井家 の大福帳から、その村の農民達の晩のおかずの中身から着ている着 物の柄まで分る。つまり、一軒の本家を揃まえれば、消費生活関係 をそした形で揃まえてゆくことができる事になる。実は有名な 名子制度といわれるものが、そした形のものであり、そこでは労 動力が動く場合においても、譜代奉公人という形である家からある 家に対して親子代々勤めに行く、という形をとる。もちろんそういう 中には、あらたに質物奉公という形に入るものがあつても、一代目 以降は譜代化してゆく。まあそれが名子制度と見ることができるわ けで、名子という言葉がないところでも、被官制度というものがそ れに似たようなものとしてあり、名子や被官という言葉がないにし ても、けつこう近世の初期段階においては、そんなあうな形のもの がみられる。あるいはまた、酒田の本間家の俵田渡口米制といわれ るものも、どうやらそのような經營形態ではないかということにな る。本間家は、三千町歩地主って言われるが、実際には明治以降にな つても、千六百町歩が一番最高であった。既に、近世段階において、千町歩近く、九百町歩くらいの土地集積をやっているが、その 場合、集積した土地というのは、だいたいそのままとの所有者に 俵田という形で渡すことによって、そこから渡口米という形での小 作料とりたてをやる。渡口米というのは、計算してみると75%ぐら いだが、実際には、100%その土地からとれた米は全部本間家がと ることになっている。その代り、その農家の生活費であるとか、経

営費用はすべて本間家が支給するというのがもともとの俵田渡口米 制ということである。だから75%とするなど、非常に賃租が高い ように見えるが、現実には、25%残したうえに経営費や生活費の面 倒を本家がみるという形になつておる。本間家は非常に大きな經營 であるが、意識の上では一軒の家として九百町歩ぐらいの土地をも ちながら、経営をやつていたといふことになる。これが、明治の四 十年ごろになって、信成合資という会社になり、土地貸しつけをや る。同じ本間家でも、明らかに違つてくるということになる。

ちなみに、いま本間家三千町歩という言ひ方をしたが、日本の莊 園で一番大きかつた時が、三千町歩の耕地を持っていたという。日本 では、三千町歩が所有上限というふうにみるともできると考え られるが、本間家は実際には、山林を入れても三千町歩にはならな い。あそこは、ほとんど田畠中心で、最高の時でも千六百町歩、山 林を入れても二千町歩いかない。それでも、なおかつ三千町歩とい うようなことが言わるのは、どうも日本の土地所有上限を示す枕 言葉的な意味があるのでないかという気がする。

さて、徳川時代も元禄、享保を過ぎるようになると、地主 制に変化が現れてくる。それが封建制から資本制への過渡期の地 主制ということになる。これが明治三十年代に、いわゆる寄生地主 に転換するまで続く。この時には、地主といふものは非常に企業家 的な性格が強い。単に農業經營者でなくして、製糸であるとか織物な どマニファクチャーリー的なものもある。また、農民も小作をやつてい るだけではなくて、そしたマニファクチャーリーなんかに働きに行く という形で、商業的な性格というものが強い。徳川時代の終りにつ いてトマス・C・スミスが『防長風土記』注進案を使って、長州藩

のある地域の農民特に小作人に言及しているが、収入の3分の2以上が農外収入であり、90%が兼業をやっているという。現代の農家の姿をそのまま見るのが、徳川時代にすでに存在する。ここでは、もう社会関係というものが、さきほどの無償無限の社会関係ではなしに、有償有限の社会関係になってくる。この有償有限の社会関係というのは、本家を中心とした同心円の外側に別な本家でも、あるいは小前から大きくなつたものでも、製糸や織物をやるところが出てきて、そこに労働力を売りに行くようになる。共同体の外側に労働力を売りに出すときに、それは貨幣化してゆくことになる。つまり、労働力の処理の仕方が、さきほどのインテンシヴなところからエクテンシヴな方向に変つてくるということになる。そして、一旦本分家関係、共同体の外側で商品化した労働力は、ふたたび元の境に戻つてくるときにも貨幣化をしてくる。しかし、その貨幣化していくということは、有償有限の関係になつてくるわけだから、金の切れ目が縁の切れ目、ということにもなつてくる。一回毎に、支払いを全部済ませてしまうということになる。

天明・天保の飢饉など、飢饉が徳川時代の後半に多いということについて、いろんな説明がおこなわれており、ひとつに天候不順説がある。ただそれだけではなくて、柳田国男が言つていることが、結局その本分家関係というものが崩れてきて、ドングリの背くらべ的な家が多くなつてくる。そして、一回毎に家々の関係が貨幣的に済まされているから、飢饉になつても昔のように有力な家が、とことん面倒を見るということがなくなつてきて、それが飢饉の災害を大きくしてしまった、という説明もかなり説得的なものだと考へる。そういうなかで、近代的な賃労働に移っていくわけであるが、質

物奉公人というものが、譜代奉公人に還元するという形を取りない。初めは人間が質に入るような形だが、今度は、一定の期間いくらという形で、奉公する年季奉公というものが現わってくる。初めは質物奉公人も居消奉公人で、居消奉公人は譜代奉公人に戻つたわけだが、居消奉公人といって、一定の期間いれば、また自由になれるというような形から、それがより積極的になつてみると年季奉公という形、しかも初めは十年季とか二十年季というように長いのから、次第に一年季、二年季という短年季になつてくる。そこでは、翌年に継続する場合には昇給していく。年季奉公といつても、農業の場合は仕事が多かつたり、少なかつたりする。そうすると、雇う側も雇われる側も製糸なんかがあると、そっちに働きに行つた方がいい収入になると、年間の契約の賃金を日々で割り、働きに来た日だけ支払いをするという日割り奉公というものが出てくる。日割り奉公人は、よそに有利な働きがある時には、皆そっちに行つてしまつ。その仕事が無い時には、地主の家に仕事が無くとも来る。来れば、やっぱり計算上払わなければならないということを地主の方ではやつてゐる。それが、もう一段階進むと、もうはつきり雇う方も雇われる方も、その日を決める、いわゆる日雇いになつてくる。これはむしろ、農業よりも製糸や織物なんかの経営で起つたものが、農業の方にはね返つて来ても、また商品として扱うということになる。マルクスは、商品経済というものは共同体と共同体が接する所、もしくは、共同体の終わる所から始まるというような言い方をする。一旦共同体の外側で、商品になつたものは中に戻つて來ても、また商品として扱うということになる。それを私は、有償有限の社会関係という。地主関係も、封建制に適応できない段階というのは、領主に村して有力な農民が担税

者として存在する。その担税者の、經營の必要な労働力を、確保するための名子地というものは、領主から見れば無税地というかたちで存在する。そのような地主小作関係ではなくて、質地地主関係といふようなものが一般化していく。それは、そのまま直小作になる。同時に土地の商品化が進展していく。この土地の商品化ということであるが、田畠の永代売買は禁止されていても、それは建前であつて、質入れという形で現実には土地移動が行なわれるようになつてくる。質だから期限があるのかと思うと、私が三陸の沿岸地方で見ているものなんかは永代質というのがある。つまり、永代売買は禁止しているけれども、質に入れるのはかまわないので、年限を年代質という形にする。ただ、その時、土地を質に入れないので売るという時に、地価があるかというと、これがあるような無いような、変わらぬたちになっている。今考えるような意味での地価というものは存在しない。むしろ、ある程度の金を貸りて、貸りる時に担保に土地入れて、返せなくなるとその土地が取られるということになつてくる。その時に、結局とられた土地の面積と貸りた金額を見ると、結構家どうしの力関係がそれを決定しているようで、今みたいな公示価格はない。にもかかわらず、土地というものが、そうした形でどんどん移動していくことになる。

次に、飢饉の突出ということだが、これは先程言つたように、天明、天保、近代後期に飢饉が大きくなつてくる理由は、要するに天侯不順よりもむしろ社会関係の変化、私の言葉で言うと、無償無限の社会関係が有償有限の社会関係になつていったからだとみなすことができる。それから、もう一つ、東北では今まで米を作つていなかつた所に無理して米を作らせるようになった結果、飢饉の災害を

特に大きくしていると考えられる。イギリスなんかでも、たとえばアイルランドで、日本のちょうど天保期に相当する一八四〇年の頃、馬鈴薯の栽培をアイルランドにやらせて、飢饉が起き、アイルランド農業百年の遅れが始まったというようなことが言われたりする。東北においては、今でこそ水稻单作地帯と言われているが、むしろ東北の稻の普及は、盛岡藩などを見ていると、かなり遅れてくるし、その遅れた所に無理して稻を入れると特に飢饉が大きくなつてゆく。また、農民の移動がおこなわれるようになつてくる。私は現在、浄土真宗の人々が人口過剰の北陸から、北関東、東北の人口が薄くなっている所に大量移動している事例を見ているが、これに先駆をつけるのは松平定信だ。彼がまだ老中になる前の段階、天明の飢饉で人口の減った白河藩の人口をなんとか増やすために、越後の自分の所の飛び地領から農民を移して人口回復をやつた。そして彼が老中になつて寛政の改革をやるが、その中で、北関東の天領で人口の減っている所——栃木県の芳賀郡あたり一帯だが——越後の天領から人口を移して、人間の数を増やすということをやつた。ただその時に、ただ移すといつても移せない。結局浄土真宗寺院に頼つて、そこのツテでもって大量人口移動をやつしていることに注目する必要がある。特に、関東、北関東の場合には親鸞二十四輩の遺跡寺院があるが、そこが、特に天明の飢饉の時に、人口がなくなつてしまい、寺勢が衰えた。したがつて、寺の方でも寺勢回復のために人間を増やすなければならず、両者の事情が重なつて、浄土真宗移民が推進された。ただ、白河藩が自分の飛び地領から持つてきたのや、天領が越後の天領から人間を移したというのは合法移民であった。ところが、北関東から南東北の各藩でも同じような形で人口が減っている。

これらの藩もまた人口を持つてこなければいけない。これもまた、浄土真宗の寺院に渡りをつけることによって、主として加賀藩にいをつけて、加賀藩から人間の持ち出しをやる。これは非合法移民だ。しかし、浄土真宗のそうした動きを、結局は加賀藩も表だって押えることは出来ない。相馬藩なんかの場合、文化十年から始まり、明治四年廢藩置県まで、大体三千戸ぐらいの人口を加賀の方から移している。明治四年の廢藩置県の時の相馬藩の戸数は八千八百戸で、その中に三千戸入っている。三軒に一軒は浄土真宗で、だから私の相馬の家はまわりはそれがものすごく多い。相馬は特に数が多いが、北関東では笠間藩、宍戸藩、谷田部藩なども多かれ少なかれ入れている。その時の、非法移民はどういうかたちで来ているかというと、いろいろだが、相馬に入ったのを見ると、寺請証文いわゆるパスポートをもらって堂々と出てきている。どういうパスポートかといふと、一生に一度関東の親鸞の二十四輩を巡礼したいといって、飛び出してくる。ところが、その寺請証文を見て面白いのは、「この人間は、どこかで死んだ場合には、うつちやつておいていい」ということになっている。つまり、寺請証文そのものが離脱をそそのかすということになってしまっており、帰ってこなければ死んでしまったという形で扱かわれ、ちゃんと別な所に行って生きるというふうなことが徳川時代において現実におこなわれていた。しかも、その時に淨土真宗の寺々を回って歩くわけだから、御判帳というものを持つているわけで、多分その寺に泊まって一宿一飯に与かりながら、移動していくのではなかろうか。もう一つの例として、福島県の今双葉郡大熊町には、播磨の国からかなり浄土真宗移民が入っている。十五才の時に親と一緒に寺をまわって移民して来た者が、明治

十九年になつて、そろそろ自分の家の家督を子供に譲り、暇になつたもんだから一緒に結婚した安芸の国出身の妻とともに来た寺を逆にたどつて三ヶ月ぐらい旅をして、自分の実家に行き、さらに妻の実家に行くという旅をやつてゐる。また、幕末に「戸部稻造の祖父の伝が青森県の十和田市三本木原の開拓やるが、盛岡藩の中でも三本木という所は寒い所で米もとれないので誰も寄りつかない。盛岡藩自体人口が減つてゐるということもある。その時に、蝦夷地開拓をやっていた西本願寺が「人数が欲しければ、何万人でも連れてきてやるぞ」という売り込みを、盛岡藩の勘定奉行の仁戸部伝に言つてゐる。これは伝の日記に残つてゐることだが、伝が「そんなことができるか」と言つたら、「自分たちの浄土真宗の力を以つてすれば、五千、三千の人間というのはたちどころに移してみせる」というふうに豪語してゐる。實際には、三本木には西本願寺系ではなくて、加賀の小松の大松寺という寺に頼つて、かなりの人間を入れて來てゐる。こうした移動が、徳川時代においてかなり行なわれていたのである。

ただ、こうした時に、天明、天保の飢饉で人口が減つたと言われば死ぬとすぐに餓死というふうに考えがちだが、私は人間というやつはそういう単純には死がないと思う。むしろ死んだという形で、処理をされるということ、他の土地に行って生きているということだが、この移民の姿ではなかろうか。そして、またそのような形で移民しても、食えるような状態が、徳川時代の後半期になると、各地で出てきていたということになる。特に北関東から南東北にかけての人口減少というものは、ある段階までは江戸に吸引されているようだ。そして、ある時期になると、江戸もまた人口が減りはじめるが、今

度は江戸の近郊に在郷町が出来て、色々な織物やなんかやつたりする町が出来る。そういう所の人口が増えていく。そこにも入っているというふうに考えられる。だから、むしろ農村が荒廃して、人口が減ったから、徳川時代の後半というのは、ものすごくミゼラブルだというふうに考えられるかもしれないが、農民人口の減少をそのまま経済の衰退と見るのはどうやら農民がいないと年貢が取れない領主的な視角からの発言であって、むしろある種の経済成長というようなものがあるから、そうした人口移動が行なわれるし、また、そのようななかたちで人口移動をしてしまい、空になつた所に人口過剰な地域から浄土真宗寺院が人口を移すというようなことも細工としてはいくらでも行なわれていた。つまり、東西本願寺というような大教団になつてくると、幕藩体制が作った藩の境というものは、あってなきがごとしのものにもし得たのではないだろうか。これは、本願寺が持つていて非常に面白い力ではないかと思う。なぜ信長があれを徹底的につぶさなければならなかつたのか、ということは、場合によつては本願寺幕府が出来た可能性すらありえたのではないかと思うからだ。そのボテンシャリティが合法、非合法を問わず、移民の背後に浄土真宗の存在する理由ではないかと思うし、また、明治以降になつて北海道移民、あるいはハワイ移民、カリフォルニア移民をやる時に、大体浄土真宗がくつづいているということになる。この場合は、近代移民の問題になつてくるかもしれないが、浄土真宗の持つ人間をそのような形で動かす力のようなものを、今までの経済史は見落してきているのではないかという気がする。

以上のようなことが、徳川時代に関して言える。徳川時代の人口移動といつものは、ちょうど高度経済成長期における、農村から都

市への人口移動とアナロジカルに考えてみる必要があるのではないか。農村の疲弊あるいは危機というような言い方は領主的な危機ではあったとしても、生活者にとっては、かならずしもミゼラブルな時代ではなかつたのではなかろうか。同じようなことが、昭和三十年後半以降の経済成長期にもいえるのであり、確かに農村は危機的なものをもつたのかもしれないが、日本経済全体として見れば、それなりの経済的な嵩上げがあつたこともまた事実ということになつてくる。徳川の後半の時期というのはどうもそんな感じがする。トマス・C・スミスの言うところの農家の所得の三分の一以上が農業外から、90%以上が兼業農家になつてゐるというよう、今の農民をそのまま見るような姿を、『防長風土記』注進案などで見てゐるのも、係わつてくるような気がする。

六、明治—第二次世界大戦期における農民

明治から第二次大戦後にいたるまでの、農民を少しおざつぱに見よう。

地租改正が行なわれる。徳川時代に事實上成立していだ農民的土地所有を、地主的な所有にアクセントを置くかたちで、法律的に承認したものが地租改正だと言つては解体できたのはどうぞらしいことだ。要するに莊園制的な封建制ではなくて、徳川時代のすでに制度化され形骸化した封建制であつたから、そうしたことがあの時期に可能であつたと見ることができる。そして、なおそれらの地主は、明治以降になつて、いろいろな企業家的な經營も明治二十年代ぐら

しかし、明治二十五年を過ぎる頃になつてくると、結局地主の産業資本的な抬頭に限界がきて、そこで特殊日本的な地主制としていわゆる寄生地主制というものが日露戦争をはさむ形で成立する。ただし、寄生地主制、不在地主というものは、これはもはや村に住まない存在になつてくるわけで、このようなものを我々はもはや農民の範疇では括まることは出来なくなつてくる。では、農民は何かといえば、村に存在している者ということになる。それが、小作人クラスになるのではなかろうか。もちろん、自作農もいるが。長塚節の『土』に出てくる勘一のようなものが明治期のひとつの農民像を示しているような感じがする。

ところで、柳田国男は、ちょうど寄生地主制が確立していく時期に、農商務省や法制局の役人であつたりしたわけだが、彼は農政を批判する中で常民概念を抽出してくる。しかし、常民概念というの是非常に揺れる。ある時には地主をはぶき、商売をやる者をはぶき、村にまわってくる者をはぶいて、残つた者が常民だなんて言い方をする。しかし彼は、そのもう一方で、階級的に分解していく農民を土地所有で上下に分けて、こつちが地主クラス、こつちが小作者クラスという形で捉えようとしないで（寄生地主は別だが）、在村の地主であつたら小作人と併わせて、両極分解ではなく、両方が一緒になつて農業をやつているというようなことを想定して、常民といふものを考へる。ここに、彼のいかにも階級調和論者の考え方が出でてくる。それが要するに、有賀さんにも影響を与えて、親子関係、いわゆる親作子作の関係といふことになる。だから、有賀さんは、「小作料の原義」でマルクス主義的な形で考へる地主小作関係とは別なかたちの解釈を施こうとした。その一つのお手本は、柳田さ

んのそのような発想である。有賀さんが歴史的に事実として見ようとしているのは、現に存在している農村の中での地主と小作の関係ではないに、柳田さんなり有賀さんなりのイメージの中で持たれている古き良き時代の無償無限な地親と子作のつながりのようなものであり、そこから考へ方が出てきているのではないか。最近、有賀さんのものを読んでつくづく考へている。私は寄生地主とかという言葉を使って、いつも有賀さんに怒られた。「寄生地主なんて言つたら、宿り木みたいなもので、どこかにくついていて栄養を取るだけの存在だ。ところが、おまえが寄生地主なんて言つてゐる者は、もつと村に対しても色々な面倒をみ、やってきてる。とても寄生地主だなんて言えないのではないか」という言い方を何回もされた。ただ、有賀さんの考へているのは、有賀さん自身も解りながら、やっぱり彼の理想のようなものの中で親作子作をイメージして、そこに小作料の原義を求めていたような気がする。「小作料の原義」で説かれてて、日本歴史の中になかつたわけではない。しかし、当面するところの明治、大正、昭和における事実をそこから解くことは、私は不可能だったと考える。

ところで、柳田国男は、農政批判をやつてゐるが、そこでは、農本主義的な小農保護論というもの欺瞞性を突いてゐる。「小農を保護する」と言つて、いかにも立派に聞こえるが、要するに農民を農業だけで食えなくしておいて、都市の資本に安い労働力を提供するだけが小農保護ではないし、だいたい農民が保護されなければ存在しないようななかたちでは、いずれ滅んでしまうということになる。このままいつたら、日本農業は国の病いになるぞ」と彼が言うのも、そうした文脈の中から出でてくる。農民が、農業だけで食えるた

めには自立しなければいけない、自立するためには、就農というものが作り出していかなければいけない、というのが彼の考え方の基本におかれている。いまひとつ、農本主義批判で面白いのは、農民が多数だから、農本主義は大事だという考え方方に立てば、農民が少數になれば無視されることになるという点だ。今の状況はそうした感じがする。だから、多数だから農本主義がいいんだとか、少数になればいらないんだとかいうことは別に、経済全体というものを考える時に、日本の中で農業というものがどのよくなかたちで必要であるかによって、農業のあり方というものは考えなければいけない、というのが彼の農政批判の基本におかれていった。

大正末年から昭和にかけて、小作争議が盛んに行なわれるようになり、やがて、戦時体制に入つてくると、直接生産農民を重視するような姿勢が、戦時体制を隊行するというようなこともあつて進められていく。これに、我々は着目する必要があるのではなかろうか。そういう意味では、昭和に入つてからの寄生地主制はそろそろ存在基盤を失ないつつあったということになる。

七、第一次大戦後における農民

第二次大戦後における農民、そこでは農地改革が行なわれていく。農地法体制が出来上がる。けれども、結局この農地改革は経営規模の改革にはならなかった。つまり、規模的に言えば、小農をそのまま継続するかたちになった。これには色々な理由があるが、たとえ

ば山林解放が行なわれなかつたことによつて、山林解放による開墾を推進して、経営規模を拡大するというような可能性が絶たれてしまつた。もちろん、その時に山林解放をやつてそれが耕地化されば、もつと早く過剰米の問題に行き当たつたかも知れないが。しかし、農地法体制といふものは、経営規模拡大にはつながらず、結局農業だけでは食えないから、兼業農家といふものを増大させることがになつた。そして、農地法体制を推持できなくなつて、農用地利用増進法が出てきた。しかし、それこそ先程の律令体制が三世一身上法でもつて骨抜きされたと同じようなかたちで、農地法体制が崩れてしまつて現在に至つてゐる。しかし、もちろん農地法体制が崩れたからといって、土地移動が頻繁に起つてゐるかといふと、そうではない。しかし、土地といふものが商品化するというか地価が高くなつてることによつて、農家の意識の中では土地を資産的なものとして算定するという考え方がでてきつた。農家の人が、土地公示価格が発表になると、自分の土地面積にそれを掛けてみて、にんまり笑うようになってくる風景があちこち見られるようになつてくる。しかし、これは考えてみるとおかしい。農業を続けていこうとするうえで、地価が高いということは、なんのメリットもない。ところが、俺が持つてゐる土地がいくらになつたというふうに思い始めるのは、無意識かもしれないが、場合によつては、土地を手離すというような発想につながつていくことになるのではないかろうか。そうでなければ、地価が上がるということは、税金が高くなることだし、いくら農家が税制上優遇されていたとしても、相続の時に当然相続税も高くなつてござるを得ないことになる。

化することは出来ないが、場合によっては親の方がリタイアすると、村から離れてどこかに土地を持ち、そっちで暮し、息子が土地を耕す。そして、またその息子が一定年令に達すると、また親の土地に戻るという、そのような形もでてくるのではないか。ただ、今、大潟村では、完全に故郷を離れた人がやはりお墓を持つてこなくてはならんというので、一生懸命骨までさらつてお墓作りをやっているという風景も、もう一方ではある。

討論

安原（司会）

どうもありがとうございました。はじめに、五分間ほど簡単な質問をしていただきて、その後に討論に入っていただきたいと思う。

長谷川

嫡子の概念だが、嫡子というのは正妻の子供という意味なのか、同じ母親でも長男という意味なのか、その辺がちょっとよくわからない。

岩本

要するに、こいつはものになると目を付けたやつが嫡子だ。嫡子を引いた残りが庶子になる。だから、むしろ長男とか正妻の子供というようななかたちになってくるのは、かなり制度化してくるので、実力がものを言う社会においては、弟である、あるいは妾腹であるというのは関係ないとと思う。だから場合によっては、殺してしまってもいい。邪魔になれば、おれが嫡子だと宣言すればいいわけだし、親父だって追放したっていいわけだ。

長谷川

嫡子の反対の言葉は庶子か。
庶子だ。今の庶子とはちょっと違うが。

岩本

安原

直系の中の、ある特定の人間というかたちで、嫡子という言葉が使われることはないのか。

岩本

だから、結果としてそれが嫡系になる。結果として継いだ人間が嫡系になるわけだ。あの甲子園の野球と同じで、勝ち抜いたチームがちゃんと正当化されていくだけの話であって、勝ち抜かないうちはダメなんだ。

高橋

嫡子という言葉はいつ出来た言葉か。
もうそれこそ、律令戸籍のころからあることはあるでしょう。

岩本

天武天皇の六七〇年代ぐらいに繼承法を作るが、あのころは、嫡子という言葉は使っているか。

高橋

戸籍にはないかな。

岩本

そのころは、まだ使っていなかつたような気がする。

坂井

養老の頃にある。

岩本

その嫡という言葉そのものがあった時代に、おそらく中國から来て、そして正当な流れをそれであって伝える、というふうな意味なんだろうが。

坂井

「通りに読める。嫡子は嫡妻長子だと読めるところもあるし、「嫡子をたてて」、「嫡子をたて替えて」という規定もあるし、だから、そこから一義的にこれだと引っ張り出すのは無理だと思うが。

岩本

だから、制度ではあったとしても、現実には出来上がったものをそういう形で、承認する以外ないのでないか。承認しているかどうかは別として、社会的にそれが認められているということではないかと思うが。

坂井

ただ、令集解は色々な人々の意見を集めており、その色々な人の意見が、こっちが古いんだとか、こっちが新しいんだとかいうようなことは、まだそれほどはっきりとは分ってないのではないか。

岩本 相続させて渡しても、いつたん嫡子にしても気に入らないととりあげて、また別のやつに渡すことだって有り得るわけだ。

坂井 律令の世界は均分相続の世界だ。また、ある意味で、それにしたがって対象としているのが、ずいぶん上の階級であろうから、庶民があの法律でどれだけしばられていたかということは、また別の問題ではないか。

司会 そのあたりは、場合によりましたら討論の中です。

律令のあるころの村は共同体だとして、江戸時代の村はどうなるのか。

岩本 江戸時代の村は、まったくの行政的な単位だ。共同体といふのは、一面において労働組織であると同時に、もう一方では所有主体ではなければならない。ところが、徳川時代の村というのは、所有主体としては機能していないのではないか。

高橋 ヨーロッパモデルで共同体を考えれば、所有主体ということになるけれども……。

岩本 基本は、労働組織だと思う。その労働組織が所有主体になつていれば、共同体というふうに考へることができるということになつてくる。ただ、先程、例の共同体に対し一年契約なんだという言い方をする時、私が考へてるイメージの上での共同体の場合と、それから莊園領主に対する一年契約になつてくる時

のそれとの関係というのも、私もちょっと頭の中でもう一つ整理しかねている。

司会

あとの討論との関係でちょっと伺がっておきたい。——ha 前後の土地を持っている連中が、職業を農業と書かないといえば小学校なんかで子供達の出す書類で職業を農業と書かないといふことは十分あると思うが、しかし、やっぱり村の人間だという意識はあるのではないかという気がする。その点はどうか。

岩本 それはある。村の人間だということはあるし、それから農業センサスの対象にはなっている。けれども、職業を書く時には、少なくとも農業とは書かない。

司会

そのあたりに意識の問題をすこし議論する必要があるかと思う。それから、もう一つは、そういうグループは、自由化についてはどうなんだろうか。

岩本 自由化についても、それは言われれば反対するかもしれないけども、だからといって、むしろ旗をたててなんて気はもうとうないだろう。むしろ、村の中で食管法はあれだというのは、それこそ大潟村の半分と、それからあとは、各村に行けば二三%しかいないところの大規模経営農家ぐらいかな。

司会

近世で小農自立なんて言い方をするが、今日の報告ではあのあたりをあまりポジティブに出さなかつた感じがあるが、どうなのか。

岩本

あのへんは、考へない方がいいのではないか。つまり、小農自立なんていうかたちでは、自立できない。そういう

う意味では、共同体はあるわけだ。その小農自立できないということは、ようするに本家を中心としたところの無償無限の社会関係というものの内で存在したということになっている。ところが、村が一見小農自立しているように見えてくるのは、検地帳なり、何なりで領主が課税をする時に、その単位で課税の計算をするから、そのように捉えられているだけであって、実際的な経営は一軒一軒が自立しているとはとても思えない。

司会 刀狩りについての今日の理由は、そういう所から出でてきているということも考え方であるか。

岩本 そうだ。

河村 大家族と小家族なんていうのは、柳田さんも一応は言つてはいるが、そういう直系家族みたいになると、それから大家族的な複合家族的なエクステンドファミリーみたいなものと区別されるか、されないか。

岩本 たとえば、戸籍みたいなものが作られてくる。その戸籍というものは、必ずしも経営実態と重なつてないと見てはいるが、日本で戸籍が作られる時期というのは、律令の時期といきなりとんとん徳川の宗門帳になってからだ。そうした時期に、律令の戸籍の郷戸なんていうのはかなり大きいし、そして徳川に入つても、元禄以前くらいの段階だと四十人くらいの家族が、けつこう一つの家として扱かわれている。だから、家というものは建物ではない。それに対して、享保を過ぎるぐらいになつてから、十五~十六人くらいの形になつてきて、それは昭和戦前期というか、もしかすると戦後に引かがれるぐらいまであった恰好ではないかと思う。ただ、経営実態からいくと、千百何年かかるの山村喜則の例みたいに、一

応名主として八町いくら持つていても、六人の子供に土地を配分するというような形で一ha規模になつてくるとすれば、その一haで食える人間の数というようなものになつてくると、そんな大家族にはなつてこないのではないか。どういうふうなかたちで、家族を捉えるかということは難しいと思う。

△休憩

司会 私なりに若手の感想を持ったので、それを始めに申し上げて、場合によつては、討論でもとり上げていただければありがたい。一つは、一番初めに、農民とはなんだろうか、ということで問題を出されて、農業における直接生産者というふうに言つだけでは、身もふたもない。この身もふたもない、それ以上の肉付けの部分というのは、一体どういうものなんだろうか、今日の話のなかでは、たとえば村に住んでいる人間というのがどうしても出てくる。これは前の討論、宿題委員会でも問題になつたが、農産物販売額ゼロであるとか、五万円以下であるとかいうのは、いくらでも出てくるわけで、そういう人を一体我々はどういうふうな意味で農民と考えるんだろうか。また、農民が歴史的に性格を異にしてきたということは、ある意味ではすでに私達の一般的常識になつていると思う。しかし、その中で、たとえばしばしば人類学者のとり上げるペザントとかファーマーとかいうような概念あるいは範疇は、一体日本の農民を考える場合にどう考えればいいんだろうか。今日の話しの中だとえば、大潟村の專業農民あるいは、大規模借地農業者というような者は、ある意味でこのファーマー的な要素かといふうに思うし、にもかかわらず、一面においては、飯米確保の兼業農民もあり、ここにはペザント的要素が入つているのか。これが

両方分裂するようになつてきているのか、あるいは両者の中に複雑に混淆しているのか、というような問題も一つあるのではなかろうか。また徳川時代の人口移動との関連で、権力等の問題といふうに考えてよいのだと思うが、農民が農民であるのはやっぱり権力との一定の関係の中で、農民となるというようなことがやはりあるのではないかろうか。これも近年の人類学者の中では、都市との関係で農民が農民となるあるいは国家との関係で農民は農民となる、つまり都市人口を養なう生産者である単純な生産者として農民が存在するんではないか、あるいは、租、税金等々を納めるための農民であるというようななかたちで、農民の社会的性格というのは都市との対比、あるいは国家との関係の中で明らかになつてくるのである、というような議論がある。そういうふうな問題とも、あるいは交錯する面があるのかもしれない、という気がする。これが、現在の農民では、たとえば食管法との関係でどうゆうふうな対応をとっているのだろうか、そこにいわゆる農民という人たちの考えた中にも、現代的な要素あるいは分裂する要素というものがあるのかないのか、このあたりが、あるのではないかという印象を一つもつた。そういう意味で農民とは、一体なんだろうかと。

二番目は、こうした農民、様々な性格を持つてゐる農民達が歴史的に日本で変化をしてきた場合、直接生産者としての農民達を変化させてくるような論理というのは、一体何だろうか。農村社会編成の論理といふことが一つ問題になつており、「通信」にもあるように、宿題委員会でも若干の議論がされた。今日の報告の中では、それについては所有と経営の論理、これは前々から私どもの中ではかなり議論されて来た問題かと思うが、所有の論理と経営の論理の間

の中では農民たちが生きていく、あるいは、支配の論理というか、そういうものの中では農民達が生きている。そして、それぞれが論理に挟まれながら、一定の方向というもの歩んで生きつづけていこうとしている。そうした農民達の価値観のようものを規定するようない、あるいは行動原理を規定するよう。そして、それがひいては社会編成の基盤となるような論理というものは、報告からでもなんらかのかたちで抽出されて来ていたんじゃないだろうか。

三番目には、今日の報告の中で随所に新らしい視点、これはたとえば農民移動についての考え方、また、柳田なんかに対する認識視点、あるいは近世における人口移動と戦後の高成長期の人口移動との間にはなんらかのパラレルな関係がありはしないか、というような考え、スミスが指摘したような、すでに近世の時代に三分の一を農外収入を得てゐるような農民達があり、それがその後の兼業農民達と似たような形態で農村社会に流れて來てゐるのではないかだろうかなどなど。はたして、このような視点がそのまま受け入れられるかどうか、色々議論があるところと思うが、そのような新しい視点がとり上げられた。

同時に、またそれと関連して、従来考えられていた社会関係について、新しい概念でこれを整理するという試みをされた点もある。無償無限の社会関係から、有償有限の社会関係ということ。こうした問題について、現在の兼業農民達の自給の論理みたいなものがあるとすると、そういうものは無償無限と有償有限の間でクロスするようななかたちで存在するのかもしれないという気がする。必ずしも米価をペイしなくても、労働費をペイしなくても、直接経費がペイすれば、米を作っていくというような農民達の論理というの

いったい何だろうか、というような事にいても、ある意味では問題を提起されたかと思う。

こうして、歴史をたどりながら最後に「究極の農民像」というかたちで三つ出された。これらの三者の相互の連関というものをどう考えるのだろうか。また、私達はこういう意味では分裂した農民像を現在かかえているんだろうか、というようなことについても関心が持たれるような所だったと思われる。

以上、報告の中から私なりの関心事項を引き出したが、別にそういうものに基づいての討論ということは考えない。今日の報告から、自由に色々な論点を出していただければありがたい。

河村　岡谷あたりの製糸業の事を調べた岩本さんが司会で、比較家族史学会で報告したので、岩本さんはご存じだが、

ちょっとと関連して、実は片倉製糸がおこった場合に、これは農民が企業を興するわけだ。だから、企業はもう本当に農業経営がそのまま製糸業として出てき、マニファクチャ―から機械制製糸にいて、片倉同族団という構成をとる。そうなつてみると、日本の経営は、いわゆる西洋的な意味で合理的でなく、八時間労働ではないし、経営者はがむしゃらにがんばって天龍川の氷を割って寒い時でも入って水車を回わすようにしたり、要するに親方的なかたちになるわけで、外国から見ると、日本の労働者というのは長時間労働してといふことだが、実は企業家の方も同じように不合理なパターンをとっているわけだ。そういうものがすべて、農業経営が一つの原体験になつて、それ以外には組織のしようがないからそれでやつていくわけで、最初は家内工業の場合には小家族でやって、だんだん規模が大きくなると同族団になつていく。だから、日本の資本主義なんて

いう場合に、労働力の所有者として企業家―貨幣の所有者―と契約を結ぶというふうに、どこまでとらえられるかということがあり、商品交換が外で始まる中で影響を及ぼすというのは、原理的にはそうであるが、これが中に貫徹するまではものすごく時間がかかり、今でも貫徹していないような感じがする。だから、むしろ今まで地主的なものは家的なものと結びついて、上からの古いものを残していくけれども、下からの農民型というのは、かなりレーニン的に合理的な西洋型をとるように解釈されていたけれども、日本の場合に農民型というのは、イギリスなんかとはもちろん違うわけだらうし、そういうことから、逆に農民像みたいなものが改めて検討されなければいけないなという感じがする。私は今まで有賀さんと同じで、地主的ななしきずしの道だから、上からの近代化だから古い物を残すんだというふうに考えていたんですけども。どうも片倉製糸なんかみてると、農民型というのは、西洋型とは違つて…。

岩本　西欧式と違うかどうかは別として、日本の近代的な企業に出てくる資本家と労働者のタイムディシプリン問題、これは非常に面白い言い方している。結局ヨーロッパと非常に違つてもかかわらず、タイムディシプリンというようなものがヨーロッパと係わりなしに出来てることによって、企業的な経営を可能にしていくということになる。これは私も別な所で言つてのことだが、諏訪は資本家にしても労働者にしてもまさに労働時間の管理というの農業型だ。つまり「朝は朝星、夜は夜星」というようなことになつてくる。だから、電気まで使つて時間を延ばすのは不合理だけど、明るいうちは、いつでもやるという形になつてくる。あるいは、冬期間ある程度以上寒くなつて、それこそ蒸気が上がりなく

なってきたら、女工をみんな帰して、また暖かくなつてくれれば集めるというような考え方をやっている。それから、労働者の方の側は非常に動く。つまり、片倉にいたと思うと翌年はどうかに行き、また他に行くというかたちで。それを動かさないようにするとすれば、今の野球のドラフト会議みたいな登録制なんていうふうなことをやるようになつてくるのだが、その動き方を見ていると労働者は賃金の高い所に動く。ところが、賃金の額の高い所というのは、労働時間もまた長い。しかし、労働時間が長いということは厭わない。むしろ、実質的に受け取る賃金の額を好むという形で動いていく。その他の色々な待遇やなにかの問題というものもあるが、待遇の問題ではなくて、受け取る絶対額、これは一つは女工本人の問題でもあると同時に、家に持つて帰る金額の問題でもある。そうすると、かなりひどい所でも、ともかく稼ぎになる所に働きに行く。稼ぎになると同時に、家に持つて帰る金額の問題でもある。そういうものがあるのではないか。絶対額が大きくなるといふことに對するあれは労働側はものすごく強い。これは、戦後になつてからもそうだ。たとえば、山形でサクランボの缶詰工場があるが、サクランボはある時期にものすごく集中的に忙しい。労働監督署の監督官が時間外労働を相当うるさくチェックする時期があつたが、そうすると経営の方は「もうしわけない」とあやまるが、逆に、けんつく食わせられるのは、勤めているおばさん達だ。「おれ達の稼ぎが減るのに、おまえらよけいな事をしに来た」と。諭訪の労働者のあれと非常によく似ている所がある。

これを、合理的と見るかどうか。諭訪の場合には、製糸業というの非常に面白いのだが、通常においても繭の価格が製品価格の八

十五%くらいを占めてしまう。その意味では、付加価値性が非常に低い。だから、繭を買って労働者を集めて操業しようとしたところが、他の地域が不作で繭がうんと上がつたりすると、その繭を自分のところで引くよりも、転売してしまって労働者を帰した方がいいというような。これはまあ片倉あたりはやらないが、小さなところはけつこうそれをやる。そういうふうなソロバンというのは、そこそこ「諭訪勘定」という言葉でものすごく働く。ただ、労働者を帰してしまうものだから、次にまた確保する時に、それが非常に難しくなつてくる。そうすると、私が資料として出した諭訪製糸同盟「交渉顛末」みたいな中に出てくるが、検番というか、検査という言葉自身がまた郭の世界と通じている所があるので、労働者を管理している男性がいるわけだ。これとの肉体関係を結ばせることによって管理する形式が出てくる、最近東条田紀彦氏が「製糸同盟の女工登録制度」という本を東大出版から出したが、そこでは私の使った資料と共に通のものをみているが、どうもそこまでやっていないようだ。その辺の問題とというのがある。肉体関係をつくることによつて、繋ぎとめておくという繋ぎ方、これはとても近代的とは言えないが、だからといってそれが古代的なのかというとそうでもない。にもかかわらず、そういう関係を通してやってきて、しかもそういうふうな人たちで一つの検査を中心としたチームがレーンというか、機械が並んでる列ごとにあって、生産量とか、デニール検査とか色々なやつで賞罰をやる。しかも賃金の体系としては、支払い賃金は一定になっていて、試験でもやると標準偏差がこうなる。一番高くなつた所に一番高い賃金を払い、こつちを一番安くする。まん中のやつをミディアムにおいておくと、作業能率が上がつた分が資本家の儲

けになるという賃金体系を作り上げてゆく。これなんか、利益を上げるという点から言えば、私はヨーロッパ的な資本主義よりも、もつとものすごい合理性を持つていると思う。

河村 柳田國男なんかが常氏とかと言っている場合には、かな

りそういう日本の農民の共通のイメージがあつて、日本の近代もそういうことで成り立っているので、ヨーロッパがかつた物差しで測つたってだめだということが言われているのだろう。その点は基本的には私も賛成だが、そうすると基準というものをどう変えていいたらいいのか。だからたとえば、農民が企業というか資本主義的といつていいのか合理的な経営をやるとか、労働力の自己評価をどうするか、賃金時間をどうするとか、ということが結局企業のあれにもなつていて、それは遅れていると見なされているけれども、今に続いている問題で、逆に強みになつているわけであろうから、その辺についてたとえば僕労働みたいなことについて言っていたが、その辺を岩本さんはどう考えるか。今の農業経営の資本主義的な、合理的な経営というようなことについて。

岩本 少なくとも過去においては、そういうふうなかたちは存

在しなかつた。現在において、たとえば大潟村なんかではかなり大規模経営をやっているが、省力化に省力化を重ねることによって、親子どっちか一人がいればいい、奥さんもいらないというようななかたちになると雇用労働はない。それでやれてしまふ。つまり十アールあたり年間一二十二時間くらいで、大潟は直播がだめになつて、あわてて田植えしなくてはならなくなり、周辺から労働力を集めたのが、むしろそれをやればコストがかかるんだということをいやつてほど経験しているから、とにかく一人だけでそれ

を追求していいているような感じだ。とにかく完全な自家経営といふか、自家労働だけでやつちやうと、息子もいらないんだから。

現代農民あるいは近代農業。あの概念をどう捉えるかと

相川 いう考え方について、たとえば川島武宣は、どういう生産の仕組、どういう生産を行なうかということ、それをどういう社会関係がそこで形成されるかということが、分離していくことが近代化であると捉えている。その生産関係、生産のしくみの一つの大好きな象徴として生産手段、土地の所有権というのを捉える。近代的土地所有権というのは絶対的で、観念的な所有権が確立する時にはじめて商品経済に適合的な生産手段のいわば移動がおきて、そこで、合理的な生産体制が築かれ、それによって社会関係が生産の仕組と分離していく、抽象化されていくと捉える。それが、近代社会だというふうに言う。それとの対比で言えば、封建制社会というのは、社会関係と生産の仕組というのが不可分に一致する社会、それが封建制社会、あるいは共同体的社會といふように言う。したがつて、共同体的所有と私的所有という転換点が大きな、いわば変革のターニングポイントという捉え方をする。基本的には、こういう考え方方がいわゆる近代化論の一般的な理解の仕方だ。それで、戦後の民主主義の中で彼らが言ったことは、日本においてはその近代化が不十分である、それは経済関係あるいは生産の仕組自体が機能的に抽象化し、分化していくということが、実は社会関係がそれにおおいからである。未分化になつて、たとえば、労働力の問題で言えば、労働力が商品化されれば、当然に労賃範疇が形成されなければならないが、たとえば親分子分関係とか親子関係というような身分社会的にそれが置き換えられることによつて、その労賃範

疇の確立が未熟に絡ってしまう。そこが、日本の半封建的な問題点だと指摘する。基本的には、こういう考え方で概念はまず捉えられているし、捉えるべきではないかというふうに思う。するとただこれはかなり理念的な話で、たとえば江戸時代の封建制の村の話が出たが、あれは先生が言われるよう確かに封建制時代の土地所有は共同体的所有ではないが、しかし江戸時代の村はいわゆる身分体制だ。だから、身分体制で本百姓なら本百姓に認定された者がセットで土地保持を認められるという社会だから、あれはやっぱり明治以前の私的土地位所有が自由に動かされる私的土地位所有とは本質的には違うものだし、そういう意味では、ヨーロッパにおける莊園、中世共同体ではないのだが、日本的な意味でのある種の非近代社会、あるいは共同体的な性格を持つた村だ、というように捉えるべきではないのだろうかというふうに思う。

岩本 行政村として設定される村を共同体とは見ない。しかし、農業労働組織としての意味での村というものはありうるし、その村が水の関係であるとか山の利用の関係であるとか、いうふうにたれあればそれを我々は共同体というように名付ける。ただし、その共同体といふものは、近世段階になつてくると結局どんどん労働組織としての家を単位にするよなかたちで細分化されていくといふことであるが、そのへんはどうだったのだろうか。

岩本 その行政村で持つてているということと、つまり建前としては行政村だとは思つてはいるが、あれが共同体であるといふに言われるひとつ大きな根拠として入会権とか水利権を行政村が持つていていることがあるが、そのへんはどうだったのだろうか。

岩本 その行政村で持つてているというかズレてきているというか…。で権力との関係でそのように持つていることと、たとえばそれを実際に運用している部分というものが重なつてこない、別になつてきているというかズレてきているというか…。

村長 だから、村を越えて同じ川の水を使つてはいる一人の農民が両方の共同体に入つているような場合に、村と村との水争いが村をこえて構成する共同体対共同体との闘争になつてくるわけだ。

してしまえば、あとは商品経済の支配される社会になつてしまふ。そこになりきるかは別として、方向としては私は徳川というのは、そういう社会と見てはいる。たしかに、徳川イコール近代社会というふうに言うことはできないかも知れないが、限りなく近代に近づきつつある封建社会なのである。少なくとも、それで純粹封建制なんて見ようと思つたら、純粹封建制の概念を書き直さなくてはダメである。

高橋 農業だけではないよう気がする。ベースには農業があるんだろうが…。ジャワなどでは、今なんか全然農業で食つてない村がある。というのは、全然農業の比重が低い。低くたつて村がまとまつてあって、日本と用じような全体で和してやくといったモーレス、習慣があるし集団性がある。

岩本 だから用じ人間が、闘争しあうことはありうる。漁業などを見ていると、それがよくある。特に漁場なんていう

のは、ある一ヶ所にいくつも村が入会うという形でやるから、時間差を設けてやるというようななかたちをとっている。その時に所有主体になつていてる部分というのは、確かに何々村四ヶ浦ということにして、四ヶ浦が日を決めてやるというふうにしながらも、四ヶ浦の行政的に入つてゐる所の村の人間が全員参加できるんではなくて、四ヶ浦の中のさらに何軒かのものがそれに参加するかたちになつてゐる。しかも、その四ヶ浦の中で漁業権の移動というふうなものがおこつていて、一人の漁民が三つの浦にそれぞれ顔を出すなんというふうなかつこうが起つてきている。その時に、四ヶ浦がケンカした時に、一人の農民がケンカの相手の両方に顔を出さざる得ない恰好にもなつてくる。水争いではどうなのか。水争いで同じ人間がケンカしているのはあつたかなあ。ただそういうよなあがでてくると、川なんかの場合だと確かに同じ人間が対立し合つてゐるかたちになつてくるけれども、大体その両方に持つてゐるやつは所有からいうと大きくて、大体そいつがまとめることによつて、実質それを中心にした漁業権支配みたいなものが出来上がつてゐる感じがする。つまり、対立するやつが出て来るが、それは見れば対立しているわけだが、実質はそいつが、両方をカバーしてしまふ事になる。

岩本 それが、封建権力といふものの根源にあるのではないかも思つう。

岩本 それが封建になるだろうか。

岩本 だから用じ人間が、闘争しあうことはありうる。漁業などを見ていると、それがよくある。特に漁場なんていう

のは、ある一ヶ所にいくつも村が入会うという形でやるから、時間差を設けてやるというようななかたちをとっている。その時に所有主

岩本 ならないだろうね。共同するためのリーダーが権力を持つてば支配者ではないか。

岩本 ただ、確かに彼らはそういうことによつて、実質生産からだんだん離れていつて、そして漁場からあがつてくる三分の一なり四分の一をブンサンとかシカイチと称して集めて取つて、その取つたやつを今度は漁業から排除されている小前連中に譲り渡し、小前連中がそれを内陸の方に売りに行くというかたちは見れる。しかし、そこでブンサンとかシカイチを取つてゐるやつらは、漁場の貸し貸としてそれを取つてゐるという関係に見えるが、封建領主としてそれが支配してゐるのかどうか。彼らはまた、大名に對して年貢を払う農民、漁民でもあるといふことになつてゐるわけだ。

岩本 もうちょつと古い段階で考えれば、そういう連中が封建領主化するのではないか。

岩本 もちろん、中世段階ならね。ただ、中世ならばそこまで商品化が、そういうよななかたちになつてくるかどうか。

岩本 商品化しなくていいではないか。

岩本 調停者が、調停者であるが故に権力者になるといふ。確

かに、中村先生がやつた興福寺の能登イワイ川だと、川の結接点に出でくるやつから大名の方向になつてくやつが出てくる。中世の段階といふか、戦国大名が形成されていく中で、堤とかなんとかいうやつが出てはきてる。場合によると、彼らが大名化しうるということはあつただろうが、近世段階になつてくる時にどうなつか。確かにそういうやつはいるし、商品経済で確かに活躍していく

るようになつてくるけれども、そこから封建権力に行く方向が出てくるのだろうか。

封建権力の基盤に共同体があるとしたら、重層していく、

村長 重層的共同体の上にたつものが封建権力になるとしたら、商品経済というのは共同体の外にあるのだから、かまわないのではないか。ただし、実際には近世では農村に商品経済が入つてゐるから、起りうるかもしれない。

それから、また戻るが、村が土地を所有していると言つわけだが、村には領主はいないから、村があたかも土地を所有し、その村が農民（本百姓）に土地を分割して、村が領主から年貢を割りつけられて、さらに村が農民に割りつけて、そして村の責任において、本百姓から地代を集めてこれを領主に出す。こうなると、あたかも村が在地領主的な機能を持つわけで、土地が村の土地である。これは中村先生の言葉なんだが、村の土地であると私は言えると思う。生産手段を村が所有するとなると、これは非常にフィクションだが、村が共同で土地を所有する共同体といつてもいいのではないかといふ気がする。近世の村を行政村だ、それと共同体とは別だというが、クションかもしれないが、近世の行政村があたかも共同体であるのごとくになるのは、やむをえないのではないかと思う。そのことが、村が漁業権や水利権、入会権とかの主体になるということにながつてくるのではないかと思う。

岩本 私は、共同体は労働組織だと強調していたのだけれども、

中村先生に逆に言わされたのは、「お前が見ている労働組織の共同体は、土地所有に対して主体になつてゐるか」と。その時、「なつていないですよ」と言つたら、「近世ならそうだろうな」と

言つていた。

でも、近世の土地所有は誰かということは分らない。

確かに、幕府・徳川家が最高の所有者だが…。

村長

岩本

徳川家があり、その下に大名がいて、そして今度は村にきている。だけれども現実には、村の中には地主が形成されてきている。その地主に対して、小作人が土地を借りるといふうな場合において、毎年決められた期日までに年貢を払うことに

よつて、翌年の契約が保証されるという債権的な関係というようなものがある。その時に、私にはその意味で村が見えてこない。

地主が出てくるのは、段階があるわけで、近世の形成期

から村によってあつたかもしれないが、一応ないということになつてゐるから…。

村長

から村によつてあつたかもしれないが、一応ないということになつてゐるから…。

今まで議論されてきた土地というのは、作物を生産する農耕地をイメージされての議論なのか。

渡辺 土地と言つ場合には、一応田畠に関して所有ということ

岩本 を考へている。ただし、日本の水田農業の場合においては田んぼが田んぼとして孤立しては成り立たないわけで、そこに入つ

てくる水とか肥料の問題をからめる。それもやっぱり、土地所有だと。ただ、そっちの方はどうも個別に分割されていらない共同的だなというふうな感じはする。

岩本 その共同的というものなんだか、封建制の場合に徳川さんも持つてゐるし、それから村もダブつて持つてゐる。ダブつて持つてゐるというか、所有が重層的なかたちで現われてくると考えるべきではないだろうか。

渡辺

要するに、今日的な勝手に処分利用は出来ないという意味での所有という…。大名の場合でも、それは年貢を取る権利みたいなものを持つているということであって…。

岩本

ということだ。だから、大名とはいえ所有という点から岩本は限定付きのものだ。むしろ、末端の農民の方が、かなり勝手に土地や何かを動かせるというような恰好になってしまっている。地租改正では、その末端の動きの部分を地主にアクセントを置くようなかたちで、法律的に承認したのではないだろうか。

渡辺

明治以前千年くらいの間は、細かく言えば多少例外があつたとしても、ある地域内の資源で生きていたというのが

大半の日本の村だろうと思う。その生きいくために必要な、米とか麦とかの農産物以外にも燃料やなにかのあらゆる生活必需資源は、ある限定された空間の中でお互いに確保しながら生きていった。そうした一種の棲み分けが出来ていた時代から、一種の流通がぼちぼち始まってゆく時代と、そういう千年、千五百年の間にその二つの時代はあるわけだが、その間農民という人々が何を考えていたかといふことが一番知りたいところだ。それはわからないが、そういう問題が一つあるのではないか。そして明治以後農民の考えている事が急速に変わってきて、だんだん今日に至る。昔はほとんど同じように考えていましたが、一つの村の中でも、それが日本列島の中できつきの究極の農民像で、三つ四つと分化してきたということではないかと思う。

そこで、先程の土地の問題に戻るが、やはり山とか草地とか、田畠以外の土地の所有の問題というのが、土地制度史的に重要なのではないだろうか。それを離して、農民の生活は考えられない。だけ

ど、割合にそういう事が今までどちらかといふと相対的に軽んじられてきたのではないかと思う。入会とかがとりあげられる事はあっても、それは一種の共同体の論証みたいなかたちでだけとりあげられてきたのではないか。いろんな入り合いがある。仲間も。入会制度として、一括して言つても、その内容はずいぶん多面的である。もう少し具体的に扱う必要があるだろう。そういう意味で、農民自身がどういう暮らしをしてきたかという、再生産の構造が歴史的に変わっていく、そうすれば当然農民の性格も変わっていくし、日本の社会全体の中での位置付けみたいなものも変わってくると思う。今日の話だと農民は現在まで一番底辺にいるような感じがする。それは事実かもしれないが、食糧を作っているのだから。そういう意味では底辺かもしれないが、その辺の問題はどうのようになっているのか、というのが感想だ。

岩本

農民が底辺というか、社会の一一番基本的な部分として食糧生産をやって現実に存在している。その農民が水の問題とか山などの問題において共同しているということは確かにそうだし、おそらく山と水から切りはなされた農民の存在というものはありえないと思う。近代になっても、実は水の部分は土地改良区のようなかたちである。その土地改良区なら土地改良区、あるいは財産区なら財産区のようなのを、我々として今の時点でどう捉えていくかということも、もう一つの問題だと思う。かつてにおけるそれと用じなのか、それとも違うのか…。

渡辺

伝統的に日本の農民の支配というのは、田畠だけを重点視した支配者の仕組だったのではないかと思う。明治以後の農業政策も田畠、特に田んぼに重点的である。

岩本

確かに日本の権力というのは、たとえば律令というのは、稲を作っている田んぼしか支配しかない。それから、太閤検地は魚を獲ろうが炭を焼いていようが、全部米に換算して支配しろというやり方だ。しかし、明治以後特に半封建制なんてことを言う時には、水と山の支配というものを、非常にうるさく言った時期が、私が村研に入るもうすこし前の時期にはすいぶんあったのではないか。要するに、日本の半封建的農村というような言い方で…。

高橋 共同体という場合に、具体的には日本の古い共同体をイメージしているのか、それともヨーロッパの中世共同体をイメージしているか。

岩本 私は、日本の共同体で話しているつもりだが、それがたまたまヨーロッパに似ていても、一向におかしくはないということではないか。

高橋 ヨーロッパの十二～十三世紀以来のいわゆる村落共同体というのは、ある段階でかなり組織された形態で出来上がる团体だと思う。それまでは全然ばらばらであろう。おそらくヨーロッパの農民は、あちこちばらばらに住んでいたところ。それで、日本はある段階で、特殊なかたちで行政が咬んできた。行政が咬んできたけれども、特殊な段階で日本型に団体的に組織されたという見方はできないだろうか。つまり、タイなんかでもある意味では、全然ばらばらに住んでいる。未開地がたくさんあって、生産力が低いから、あちこち移動して作っている。そんなに、きちんとした団体をつくってはいない。だから、中世共同体はかなりアソシエーション的なものではないかと思う。その段階でああいう具合に組織される。日本の場合は特殊で、族縁性が崩れてかなり地縁性、地縁的な結合

が強まってきた、その段階でそれを日本的な形で権力が咬んで組織化したというような感じがする。

村長 ばらばらの単位とはどのくらいなものか。そのばらばらの単位が、大きなものであつたらそれ自体が共同体ではないか。

高橋 だから、そのような共同体であった。

村長 今日は言葉で言えば、家族のようなものがばらばらに勝手に住んで生活し、生産していたという状況を想定されてのことか。

高橋 それは、歴史学者に聞きたいことだが、ヨーロッパはどうなっているのか。ジャワの場合、天水利用だから、水がなくなれば他に移る。それは、数家族かもしれない。

村長 ヨーロッパの実態で、ばらばらに住んでいるというばらばらの単位というのは、それはいったいどの位のものなのか。

高橋 私は、その段階で共同体はあったと思うが、たいへんルーズな共同体ではなかつたのか。

岩本 ルーズなのか、むしろ成分化しなくてコンクリートだつていうふうに考えるべきなのか、つまりアイヌ・エルなんかの場合なんかに較べて。

比較家族史学会で、柳田国男の屋敷意識ということをちょっと整理してみたんだが、あの中で柳田は、屋敷というようなものが近世になつてくると、縄手道が出来てしまつすぐに道路をひいて、その両脇に刺身を並べたような屋敷というものが出来上がったと言つてゐる。そして、その屋敷を持つことが、村の中で耕地を持つ権

利になつてくるのであり、屋敷を持つことが、非常に重要な
んだということを言つてゐる。ところが、もう一段前になつてくる
と、今でも福島の方に来ると、何々屋敷とかいうかなり広い字があ
る。それから、垣内とかあるいは在家とか。そういうものは、本家
的な家が中心にあって、園地もあり田畠もあり水もあり、場合によつ
ては焚物もとれたりするというような、一つの単位というようなも
のを柳田は想定していて、そういう所の集落をつなぐ形で道がある
道にそういうふうにもともと孤立して存在するものをつなぐために
出来たし、戦になればカギテ道は絶ち切られて、たちまちそこに血
の雨が降つたなんというふうに柳田は言つたが、彼の言つている中世
段階の屋敷というものは、後々考えられるような刺身を並べたよう
なものではなくて、そこがAINSHIELというふうに考えていい
わけだが、かなり色々な機能が充足できるような恰好で、出来上がつ
てくるということになると、それがどんどん発達をしてくれば、館
になり、やがては城にもなつてくるというような性質のものではな
いかと思う。そういうものが、中世社会では考えられると思う。
村長 私もそう思う。それ自体として公用体が拡散してゆく。
岩本 だから、それは日本のAINSHIELかも知れない。
村長 アインシェルというと誤解される。
岩本 誤解はされる。AINSHIELという言葉を使わない方が
いいかも知れない。日本の屋敷とか垣内とか…。
村長 ぱらぱらでも、何らかの関係があった。ゲルマンのあれ
が、時々集会を開いているというのがあるから。

利になつてくるのであり、屋敷を持つことが、非常に重要な
んだということを言つてゐる。ところが、もう一段前になつてくる
と、今でも福島の方に来ると、何々屋敷とかいうかなり広い字があ
る。それから、垣内とかあるいは在家とか。そういうものは、本家
的な家が中心にあって、園地もあり田畠もあり水もあり、場合によつ
ては焚物もとれたりするというような、一つの単位というようなも
のを柳田は想定していて、そういう所の集落をつなぐ形で道がある
道にそういうふうにもともと孤立して存在するものをつなぐために
出来たし、戦になればカギテ道は絶ち切られて、たちまちそこに血
の雨が降つたなんというふうに柳田は言つたが、彼の言つている中世
段階の屋敷というものは、後々考えられるような刺身を並べたよう
のものではなくて、そこがAINSHIELというふうに考えていい
わけだが、かなり色々な機能が充足できるような恰好で、出来上がつ
てくるということになると、それがどんどん発達をしてくれば、館
になり、やがては城にもなつてくるというような性質のものではな
いかと思う。そういうものが、中世社会では考えられると思う。
村長 私もそう思う。それ自体として公用体が拡散してゆく。
岩本 だから、それは日本のAINSHIELかも知れない。
村長 アインシェルというと誤解される。

岩本

戦をするのだつて関係だから。

高橋

ゲルマンの場合は、中村先生がおっしゃるように相互に
オーバーラップして生活関係を充足しているという構造
ではなかつたんだと思う。その都度その都度の会合で恒常的なもの
ではない。それが、ある程度恒常化されるのは相当発展した段階で、
共同体の再組織化だ。日本の場合も、ある程度地縁関係が恒常化し
てくるようなところで、権力が日本的な形で共同団体を再編成して
しまつた。だから、日本的な形になつてしまつた。だから、ある意
味でのヨーロッパの中世共同体の団体としての再編の仕方と、日本
的な再編の仕方とは、中世もかなり進んだ段階の共同体で、ある意
味では対比できるという感じもする。

岩本

だから、徳川の時代はすでに封建でなくなつたものの上
に「封建とはかくあるべし」という形で設定した感じが
する。

司会

この問題は立ち入つてゆくと色々出てくるが、高橋さん

は創出されたのではないかというのは、今までの高橋さんのご議論
に較べると、すこし新しい問題提起なのではないかという気がする
が、そのあたりを議論しだすと大変だと思うので、一応一つ問題提
起ということで終わらせていただきこととしたい。私としては、一
番はじめに「究極の農民像」、二千年の歴史を辿つて現在農民がこ
うなつてゐるというところで、あるいは現在の農民はどうなつてい
るのかという議論をしていただければありがたい。

柄澤

大潟村の專業農民をひとつの類型として捉えた場合、これが日本全体のこれから農家とか農民のスタイルとして、どれくらい一般的なものとして考えられているのか。

普偏化は出来ないと思うが、もし農業自立というようなことをやるのだったら、国があれだけお金をかけて、そして土地を整備してやり、渡してやって、あれすればこうゆうふうなかたちになつてくるということだと思う。

村長 理想ということなのか。

岩本 理想かどうかはわからない。農林省はモデル農村を作ろうと思ってやつたわけだ。

渡辺 大潟村は水面を干拓してそこに農民を入れたので、あれは行政村の典型だ。

磯辺 親子が同じ場所で十五八年ありながら、労働組織として両立できないということは、事実上通常我々が考える直系家族制みたいなものが労働組織として解体して、むしろ夫婦家族制に移行せざるを得ないような構造に事実上なっている。それが、相続問題とからむ話になる。もしそうなれば、これはもうおそらく均分相続せざるを得ない状況になるのではないか。

岩本 ところが、均分は今のところだめだと。

磯辺 問題はそうすると、そういうふうに大潟村を特定化できるかどうか、今のような言い方でよろしいかどうか。

岩本 まさに、今のような言い方でいいと思う。つまり、夫婦だけになって、しかも、農業労働力としては奥さんもいらない。つまり、一・八人、最近は一人などと言っているけれども、

実は奥さんは全然田んぼに出なくてすむというかたちになつてきている。ただ、入植して二十年たって、そろそろ財産相続ということを考えなくてはならなくなつた時に、彼らもはたと家に思いついた。やはり息子に継がせたい、分けて継がせてはダメだと。

磯辺 では、そこまでいっていながら相続の場合になぜ分割なり均分できないのか、ということが逆に疑問になる。アメリカなどの慣習などであれば、一応均分にしておいて農業をやりたい人が全部借り集めるなり、買い集めればいいわけだ。それが、近代法の建前だと思うのだが。それができないのはなぜなのか。やはり、直系的なイメージをそこで思い出す。やはり大潟は、日本農民の一民族でしかないのではないか。

岩本 だから、非常に日本農民の意識が新しい感覚を持つたというふうに思つて入ってきた。昔の村のしがらみを切り離すような形で、入れてきている。しかし、にもかかわらず相続という段階になつてきたら、私も日本人だなと思って見ている。ただし、まだ多く起つているのではないか。

磯辺 そうすると、一番肝心の所をききたいのだが、律令制のところからすでに述べられているが、制度としての土地所有、それが現代の農地法体制とアナロジカルになるということは、分りやすく言えばそういうことだと思う。しかし、問題は制度としての土地所有ということと同時に、何かもう一つ土地所有の重層構造みたいなものをやはり考えたいし、そうすると根っ子における土地所有みたいなものをもう一方で考えておかざるを得ないのではないか。それを何と考へるかというと、仮説だが、たとえば、私は家族制度というものを一つの生産関係としておかざるを得ない

のではないか。これが抜きがたく、動かしにくいものとしてあるようである。戦後の新民法が四十年かかって、なつかつ長子一子相続で維持している日本農民の強烈な感じがある。私であれば、とくに昔にもういいかげんに止めたらどうかと感じるが、しかし、なつかつそれが続くということは、制度がいかに崩壊しようと、農地法がいかに崩壊しようと、しかし根っ子の所で生産関係としての家族制度が依然として維持されている。村というものは、どうもその辺に係わっているようである。

岩本 白川村で言つたのは、まさにそのことを言つたのであって、本当は共同体が無くなつて、個人にしてしまつたかつのだけれども、どうも抜けがたく家というものが残つてしまふ。

高橋 要するに、制度規範が今はいわけだ。直系家族と核家族あるいは夫婦家族を両極端における、ものすごく色々な変異がある。渡辺先生の表現を借りれば、所帯的家というのか家的所帯というのがある。

磯辺 ただ、直系家族制イコール家というから、何かすこし混じるが始まるのであって、やはり概念として分けておいて、その上で話し合いをしたらいといふ気がする。

渡辺 仮に日本の社会を社会学的にみて、人間関係の一一番信頼の根拠になるものは何かといふと、日本の場合には、訳の分からぬい家というものが信頼関係のかなり強い紐なつているような気がする。その証拠に、結婚式で本人太郎さんと花子さんが結婚するのに、川口家、鈴木家といふふうに、また葬式の時にも家が出てくる。あれはやはり、そういつた一つの現われみたいなものだと思つ。あれはもう土地所有とかとは無関係だが、しつぽの方では

深層心理みたいに、最後には土地の話になるのかもしれない。

岩本 だから土地所有もそこにつながらない事にはならなくなつてしまふのではないかと。ただそれだからと言つて、ではそれは例の一期分の土地は嫁にいあても、またそれが死ねばまた元の家に帰つてくるというふうな家産としてではなくて、今はむしろもつと資産的な意味で、何か私有財産つまり究極の私有財産みたいなものとして、家が土地というふうなものにこだわつてくるということになる。だから、娘さんの婿さんと仲が悪くとも、それを売りはらつわけにはいかない。

磯辺 いずれにしても、現在の状況の中では、あつちか、こつちかに仕分けは難しいと思う。

岩本 だから、大潟でやつとこれが起つり始めて、相続の問題が出てきて、家というものは強烈だなと思つて見つていている。

坂井 家と土地の問題が出たので一つだけ。封建制に適合的な地主制—親作子作関係として一、有賀さんの「小作料の原義」の世界はまさにここだという話しだったが、寄生地主制の持つていた高率現物小作料は一体どこから来ると考えておられるか。つまり、あれをつきめれば、経済競争の結果だというふうに考へるか、半封建的な經濟外的強制といふふうに考へるか。今の話からは、むしろ後者の方に近いのではないか。さつきの話ではむしろ前者の方に近いのではないかとも思つが。

岩本 私は経済競争の結果として、高率になつてゐる見たい。最近やはりまた家と土地という、土地所有と家というものが、なお離がたく結びついているところに

なるとどうだろうか。

これは、経済外的強制で説明がつかうというと、どうもそうではない、という気もしてくる。ただ柳田などが、例の金納小作を主張する中で、もう今や物納小作というものは時代的意義を失ったという言い方を、近代のあの時期に盛んにやるわけだ。彼はその点であそこの部分に関してはものすごく近代的だ。

坂井 失ったというのではなく、失わせるべきであるというのではないだろうか。

岩本 彼は失ったから当然無くなるべきだというふうな言い方だと思う。失わせるべきと…。

坂井 しかし事実、柳田さんの亡くなつた後、亡くなつたといふか「亡くなるまでは、ほとんど亡くなるまでは家があつたわけですから。

岩本 それから、今だつて現実に借地やつている時には、農業委員の届けはどうなつてゐるかは別として、實際は現物だ。

磯辺 一言、兼業の事について、スミスが指摘したように、三分の一ぐらいが兼業収入でもつて生活しており、今だつて似たようなものだという話だが、やはり兼業というのは、私は一種類あると思つてゐる。以前に山形の豊原村で『善治日誌』みたいなものを書いてみて、ああいう中での兼業のあり方と、いうのはまさに農業的兼業だ。それと対比して住友の別子銅山のもとで働かされる、そういう兼業といふものは、言ってみれば工業的兼業であつて、農業に本来なじまない競合的な関係をもつ兼業である。そつすると、住友が別子から新居浜からいなくなると、後の町はゴーストタウン

みたいになる。それに較べて、南の伊予の方のみかん山に囲まれた「むちやちや園」などという、のどかな所はまさに農業的兼業であり、海と山と段畠をリサイクルして、こう樂しげな話になつてゆくわけで、それは、やはり農業を軸にして、そのまわりに副業的兼業というか、そういう意味での農業を軸にした兼業体系が出来てゐる。副業と昔いつたやつだろ。「善治日誌」やら、豊原村で見ていたものもまさにそれだ。これは、農業破壊的に絶対働かない農業補完的になる。だから、この工業的兼業とは区別していただきたい。そうすると、現在の九割兼業というのは意味が違うという点を強調したくなる。

司会 今日の討論でどうも色々突きつめていくうちに、農民から進んでやはり人が出てきて、宿題委員会では、基本的カテゴリーの一つに農家をどう考えるかということがあつたので、次のカテゴリーの検討のところにさしかかったというところで、今日の研究会を終らせていただきたい。

一九九〇年度 第三回運営委員会記録

彦会員と交替することになった。

報告

世界農村社会学会が一九九一年にカナダ、アメリカで開催される。詳細は、「研究通信」一六〇号以降に掲載する。

（日 時） 一九九〇年二月一〇日 一七時一五分～一八時
（場 所） 中央大学駿河台記念館
（出席者） 相川良彦、磯辺俊彦、高橋明善、安原 茂、若林敏子、
柄澤行雄

審議

一、早稲田大学よりの大会補助金の会計処理について

昨年の第三七回大会の補助金として大会当番校（柿崎会員）の早稲田大学より三一、〇〇〇円を大会終了後にいただいた。すでに、新会計年度に入っているので、今年度の「雑収入」として受け入れ、第三八回大会のために有効に使うこととする。

二、各地区研究会の開催について

○関東・東京地区研究会は、五月二六日に相川良彦会員による報告で行う。

○中部・近畿、東北・北海道地区研究会は各地区の宿題委員が中心になって準備していくこととする。

三、本年度大会の開催地・日程等について

大会当番校高知大学大野会員の提案のうち、開催地については高知県十和村で開催していただくことにし、日程については意見が分かれたので、他の運営委員会の意見をきいたうえで、大野会員と再度相談・調整のうえ決定することにした。

四、宿題委員の交替について

宿題委員の蘭信二会員の長期海外出張に伴い、委員を米沢和

第三八回大会について

村落社会研究会の第三八回大会が、大野晃会員（高知大学）のお世話により、左記の日程で開催されることになりました。

記

一、日 時 十月十（水・祝）・十一日（木）

二、場 所 高知県幡多郡十和村

なお、大会の詳細や報告募集については次号以下の『研究通信』でお知らせしますが、近日中に大会出欠についての調査を致しますので、その節はご協力ください。また、大野会員より十和村のパンフレットが届いておりますので、同封致します。

会費納入について

一九九〇年度までの会費を納めていらっしゃらない方は、出来るだけ早いうちに同封の郵便振替用紙にて、払い込みくださるようお願い申し上げます。

会員異動

△新入会員▽

加瀬良明 新潟大学教養部

堀雅晴 島根大学法文学部

清水みゆき

千葉修

杉原たまえ 千葉大学大学院自然科学研究科

△所属・住所等変更▽

酒井俊二 滋賀大学教育学部

北海道教育大学釧路分校

星永俊 山形大学教育学部

高橋満 東北大学教育学部

訂正

『研究通信』一五九号に左記の誤りがありましたので、訂正致します。

一四頁下段三行目 (誤) 村落研究会

(正) 村落社会研究会

会員の出した本

松本通晴「農村社会の変動」ミネルヴァ書房 八、七五五円
後藤一蔵「永遠なり、むらの心」〔宮城県大崎地方〕明治、大正、昭和の若者たち〕富民協会、二、〇〇〇円